第3次鹿児島市男女共同参画計画

改定素案

〔令和 9 年度～令和 13 年度〕

鹿 児 島 市

目　　次

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨 ……1
2　計画策定の背景 ……1

第2章　計画の概要

1　基本理念 ……4
2　計画の位置づけ ……4
3　計画の期間 ……4
4　計画の視点 ……5
5　基本目標 ……5
6　計画の体系 ……7

第3章　計画の内容

基本目標Ⅰ　地域社会における男女共同参画の意識啓発の推進 ……9
　施策の方向1　男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの推進 ……9
　施策の方向2　男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進 ……11
基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の促進 ……13
　施策の方向1　政策・方針決定過程への女性の参画促進 ……13
　施策の方向2　働く場における男女共同参画と女性活躍の推進 ……16
　施策の方向3　誰もが働きやすい環境づくりの推進 ……19
　施策の方向4　地域・防災における男女共同参画の推進 ……22
　施策の方向5　一人ひとりの人権の尊重と自立への支援 ……24
基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進 ……27
　施策の方向1　配偶者等からの暴力防止及び被害者支援 ……28
　施策の方向2　男女共同参画を阻害する暴力への対策の推進 ……31
評価指標一覧 ……32

第4章　計画の推進

1　市民と行政の協働による計画の推進 ……34
2　庁内における推進体制 ……34
3　男女共同参画センターにおける事業展開 ……34
4　国、県、関係機関、民間等との連携 ……34
5　計画の進行管理 ……34
6　推進体制 ……35

参考資料

関係法令、男女共同参画に関する年表、用語解説 ……36

第2次鹿児島市女性活躍推進計画

第2次鹿児島市DV対策基本計画

◎本編中で＊印がついている用語については、巻末の用語解説に説明があります。
　なお、同一章内で頻出する用語ついては、最初に出てくる用語に＊印を付しています。
◎本計画の改定にあたり参考とした「男女共同参画に関する市民意識調査」（2026（令和 7）年度）の詳細は市ホームページ
　（https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/danjokyodo/danjokyodoishikichosa07.html）をご覧ください。
◎掲載しているグラフについて、四捨五入（小数点第 2 位）の関係上、合計が 100%にならない場合があります。

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市では、1994（平成 6）年に「かごしま市女性プラン」を策定して以降、男女共同参画計画を順次策定し、男女共同参画社会＊の形成に向けて、総合的かつ体系的な取組を進めてきました。

2022（令和 4）年に策定した「第 3 次鹿児島市男女共同参画計画」（計画期間：令和 4 年～令和 13 年）は、計画期間の中間年にあたる 2026（令和 8）年度に見直しを行うこととしていることから、計画の進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、改定を行うものです。改定にあたっては、2025（令和 7）年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施し、見直しの基礎資料とするとともに、国の第 6 次男女共同参画基本計画＊や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法＊」という。）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法＊」という。）の改正などを勘案しています。

なお、本計画には、市民、事業者等の取組も併せて掲げており、本市の男女共同参画の推進に向けて、市民、事業者等、行政が一体となった取組を進めようとするものです。

２　計画策定の背景

(1)　2040 年問題＊と若年層の大都市圏への流出

本計画の策定以降、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、少子高齢化や人口減少の進行により、生産年齢人口の減少や地域の担い手不足が顕在化するとともに、単身世帯やひとり親世帯の増加など、世帯構造の多様化も進んでいます。

若年層の大都市圏への転出が続き、特に女性については地元に戻って来ない傾向が続いている状況にあり、地域活動や経済を支える人材の確保が重要な課題となっています。この背景には、地域に残る性別による固定的な役割分担意識＊や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス＊）が影響していることが要因の一つとされています。

また、雇用環境においては、非正規雇用労働者が一定の割合を占め、特に女性は出産・子育てや介護などにより就業の中断やキャリア形成に影響を受けやすい状況にある中、さらに、柔軟な働き方や仕事と家庭の両立を望む人の割合が増えており、働き方改革や職場環境の改善が重要となっています。

そのため、今回の改定にあたっては、2040 年問題を見据えつつ、社会情勢の変化をとらえ、男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映するジェンダー主流化＊を進めながら、すべての市民が性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進し、「若者や女性に選ばれるまち」の実現に向けて取組を推進します。

(2)　国際社会の動き

国連は、1975（昭和 50）年の「国際婦人年＊」を契機に、世界行動計画＊の策定や、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約＊」という。）の採択など、男女共同参画社会の実現に積極的に取り組んできました。

1995（平成 7）年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」では、現在の女性の地位の向上に関する国際的な指針ともいうべき「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

2006（平成 18）年からは、政治・経済・教育・健康の４分野における男女間の格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）＊」が、世界経済フォーラム＊により毎年公表され、各国がランク付けされています。

2011（平成 23）年には、「UN Women（ジェンダー＊平等と女性のエンパワーメント＊のための国連機関）」が発足し、女性・女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成に向け

た取組が強化されました。

2015（平成 27）年の国連サミットでは、国際目標としてSDGs＊（持続可能な開発目標）が採択され、目標の一つに「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられるとともに、すべての目標においてジェンダーの視点に立つジェンダー主流化が不可欠とされています。

●SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsとは、2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、2030 年までに持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を理念として掲げています。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国も含めて取り組むべき普遍的な目標であり、日本においても、様々な主体が連携しながら取組を進めています。



(3) 国の動き

1977（昭和 52）年に初の「国内行動計画＊」を策定、1985（昭和 60）年の女子差別撤廃条約の批准にあたり、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法＊」という。）等の国内法の整備などが行われました。

1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法＊」を制定し、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国が取り組むべき最重要課題と位置づけました。この法律に基づき、2000（平成 12）年に「男女共同参画基本計画」を策定し、現在は第 6 次男女共同参画基本計画に基づく取組が進められています。

女性に対する暴力の根絶に向けては、2000（平成 12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、翌年にDV防止法を制定しました。制定以降、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まりと被害者保護の充実のため複数回改正されており、対策の強化が進められています。

2015（平成 27）年には、女性が働きやすい社会の実現に向け、女性活躍推進法が成立しました。

2018（平成 30）年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において男女の候補者数ができる限り均等となること等を目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律＊」が施行され、ワーク・ライフ・バランス＊を目指した様々な法改正も行われました。

2022（令和 4）年には、困難な問題を抱える女性の福祉の増進と支援のための施策の推進を図るため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法＊」という。）が成立しました。

しかしながら、2026（令和 8）年に公表された我が国のジェンダー・ギャップ指数は 145 か国中 117 位と、諸外国に比べ非常に遅れています。

(4) 鹿児島県の動き

国際婦人年に始まる世界的な動きと国内行動計画を背景に、1979（昭和 54）年に「鹿児島県婦人問題懇話会」を設置し、1981（昭和 56）年には総合的・基本的な指針として「鹿児島県婦人対策基本計画」が、1999（平成 11）年には男女共同参画社会の実現を目指して「かごしまハーモニープラン」が策定され、2001（平成 13）年に鹿児島県男女共同参画推進条例が制定されました。

2003(平成 15)年には、活動拠点として「鹿児島県男女共同参画センター」が開設、2006(平成 18)年には、DV防止法に基づく「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

2008(平成 20)年に「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、現在は 2023（令和 5）年策定の「第

4 次鹿児島県男女共同参画基本計画」に基づき、取組が進められています。

2016(平成 28)年には、経済団体等と行政が連携して女性活躍の取組を加速化するために「鹿児島県女性活躍推進会議」が発足し、2017(平成 29)年には「鹿児島県女性活躍推進計画」を策定し、2024(令和 6)年には、女性支援新法に基づき、「鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」が策定されました。

(5) 鹿児島市の取組(第 3 次鹿児島市男女共同参画計画)

:当初計画期間である 2022(令和 4)年度から 2031(令和 13)年度までのうち
2022(令和 4)年度から 2026(令和 8)年度まで

＜基本目標Ⅰ＞男女共同参画理念のさらなる浸透

固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を定着させるため、男女共同参画情報誌「すてっぷ」による広報・啓発、男女共同参画センターにおける学習機会の提供等の取組を行っていますが、指標としている「『男性は仕事、女性は家庭』という固定観念を持たない市民の割合」は目標の達成には至っていないことから、地域の実情に対して市の取組を十分に浸透させるため、引き続き、男女共同参画への理解を促す情報発信・啓発、学習機会の提供に取り組む必要があります。

＜基本目標Ⅱ＞あらゆる分野における男女共同参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、本市各種審議会への女性参画について目標を定め取り組んできたほか、学校、地域、職場などにおいて男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、女性活躍アドバイザーの配置やセミナーの実施などによる経営者等への働きかけ等を実施し、意識啓発や学習機会の提供に取り組みました。「市の審議会等における女性委員の割合」は目標を達成したものの、「市内事業所における女性管理職の割合」や「女性の採用を積極的に行っている事業所の割合」は目標値に届いていないことから、引き続き、女性が能力を発揮して働ける環境の整備や意識変容を促す啓発を進める必要があります。

また、ライフステージ*や性差に応じた心身の健康づくりの支援や情報提供、生活困窮など様々な困難を抱える人々への支援にも取り組みました。誰もが尊厳を持って、健康で安心して暮らすことができるよう、引き続き、環境の整備や自立への支援、広報・啓発に取り組む必要があります。

＜基本目標Ⅲ＞配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進

暴力を許さない社会を目指し、学校・家庭・地域において人権尊重の意識を高める広報・啓発を行うとともに、配偶者暴力相談支援センター*ではDV*被害者の保護と自立の支援に取り組みました。「『DVは人権を侵害する行為である』と思う市民の割合」は増加しているものの、2020(令和 2)年度のコロナ禍以降、DV相談は増加傾向にあり、引き続き、DV防止のための教育・意識啓発や関係機関との連携による被害者支援に取り組む必要があります。

<u>鹿児島市男女共同参画センター</u>
(サンエールかごしま内)

学習、情報、相談、支援、調査研究の5つの機能を備え、講座や講演会の開催や相談の実施、男女共同参画に関する図書やDVD等の貸出のほか、男女共同参画のための市民活動の支援などを展開しています。



第2章　計画の概要

1　基本理念

男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる豊かで活力ある社会の実現を目指し、鹿児島市男女共同参画推進条例第 3 条に規定する 5 つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

1. 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
2. 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
3. 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
4. 男女が、相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
5. 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

2　計画の位置づけ

(1)　男女共同参画社会基本法*第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」
(2)　鹿児島市男女共同参画推進条例第 10 条第 1 項に基づく「男女共同参画計画」
(3)　第六次鹿児島市総合計画の分野別の個別計画
(4)　女性活躍推進法*第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」に相当する「第 2 次鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（以下「第 2 次鹿児島市女性活躍推進計画」という。）を含む
(5)　DV防止法*第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に相当する「第 2 次鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」（以下「第 2 次鹿児島市DV対策基本計画」という。）を含む

3　計画の期間

計画期間は、2022（令和 4）年度から 2031（令和 13）年度までの 10 年間のうち、後期計画期間に当たる 2027（令和 9）年度から 2031（令和 13）年度までの 5 年間とします。

４　計画の視点

本計画では、社会経済情勢の変化による課題等を踏まえ、次の 5 つの視点で取り組みます。

視点１　すべての人が輝く持続可能な活力ある社会の実現

男女共同参画は、持続可能でよりよい世界を目指す国際社会の共通目標であるSDGs*のすべての目標において重要なテーマとされています。あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させ、誰一人取り残されることなく、すべての人が輝く持続可能な活力ある社会の実現を目指します。

視点２　連携・協働で進めるジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー*平等を達成するため、市民、地域、市民団体、事業者等、様々な主体と連携・協働して、すべての政策、施策等にジェンダーの視点を取り入れたジェンダー主流化*を目指します。

視点３　様々な困難を抱える女性に対するきめ細かな支援

性別による影響やニーズの違いを踏まえて課題を把握し、就業上、生活上などにおいて様々な困難を抱える女性に対するきめ細かな支援を目指します。

視点４　女性の活躍による地域経済の活性化

女性の活躍が進むことは、労働力の確保という観点にとどまらず、価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより新たな経済活動を作り出す観点から大きな推進力になります。男女共同参画社会*を実現し、女性の活躍による地域経済の活性化を目指します。

視点５　ジェンダーに基づく暴力を許さない社会の実現

男女共同参画社会の実現には、すべての人の人権が尊重され、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮でき、安全に、かつ安心して暮らせることが重要です。あらゆる暴力は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、ジェンダーに基づく暴力を許さない社会の実現を目指します。

５　基本目標

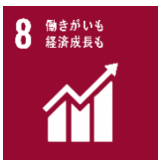
本計画では、基本理念や計画の視点を踏まえ、次の 3 つを基本目標として取り組みます。

Ⅰ　地域社会における男女共同参画の意識啓発の推進

Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の促進

Ⅲ　配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進

本計画と関連のあるSDGsの目標

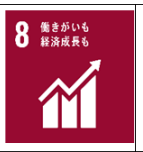
	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	質の高い教育をみんなに	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	働きがいも　経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

6 計画の体系

★重点課題 ： 本計画の計画期間において重点的に取り組むべき課題

基本目標	施策の方向（★重点課題）	推進施策	※視点	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに
Ⅰ 地域社会における男女共同参画の意識啓発の推進 固定的性別役割分担意識等の解消により推進する男女共同参画社会 SDGs 4,5,10,16	1 ★ 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの推進	（1）固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報・啓発	1・2・3		
		（2）男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し			
		（3）地域社会における男女共同参画の状況把握と情報収集			
	2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	（1）幼少期からの家庭教育の支援			
		（2）学校等での男女共同参画教育の推進			
		（3）生涯にわたる学習機会の充実			
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 多様性を認め合い誰もが個性と能力を発揮できる社会 SDGs 1,2,3,4,5,8,10,11,16,17	1 ★ 政策・方針決定過程への女性の参画促進	（1）審議会等への女性の参画推進	1・2・3・4		
		（2）市職員における女性の登用の推進			
		（3）女性の能力発揮と人材育成の支援		●	
	2 ★ 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進 第2次鹿児島市女性活躍推進計画	（1）男女の均等な雇用機会と待遇の確保		●	
		（2）女性の就業支援		●	
		（3）事業所の女性活躍の取組支援		●	
	3 ★ 誰もが働きやすい環境づくりの推進 第2次鹿児島市女性活躍推進計画	（1）ワーク・ライフ・バランスの意識啓発			
		（2）仕事と生活の両立を支える職場環境の整備			
		（3）家庭生活と仕事の両立を支える支援の充実			
	4 地域・防災における男女共同参画の推進	（1）地域活動における男女共同参画の促進			
		（2）男女共同参画の視点に立った防災対策の推進			
	5 ★ 一人ひとりの人権の尊重と自立への支援	（1）多様な人々が安心で暮らしやすい環境づくり	1・2・3	●	
		（2）生涯を通じた健康支援			●
		（3）困難を抱える女性への包括的な支援		●	●
Ⅲ 配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進 誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会 SDGs 4,5,16	1 ★ 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援 第2次鹿児島市DV対策基本計画	（1）DV防止に向けた意識啓発の強化	1・2・3・5		
		（2）相談体制と被害者支援の充実			
		（3）関係機関との連携強化			
	2 ★ 男女共同参画を阻害する暴力への対策の推進	（1）暴力防止に向けた意識啓発と被害者支援			

※（視点1）すべての人が輝く持続可能な活力ある社会の実現　（視点2）連携・協働で進めるジェンダー主流化
（視点3）様々な困難を抱える女性に対するきめ細かな支援　（視点4）女性の活躍による地域経済の活性化
（視点5）ジェンダーに基づく暴力を許さない社会の実現

3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
		●		●			
		●		●		●	
		●		●			
	●	●		●			
	●	●		●			
	●	●		●			
		●		●	●	●	
		●		●	●		
		●	●	●	●		
		●	●	●			
		●	●	●			
		●	●	●			
●		●	●				
●		●					
●		●					
		●			●	●	●
		●			●		
	●	●	●	●		●	●
●		●					
	●	●	●	●		●	●
	●	●				●	
		●				●	
		●				●	
		●				●	

第3章　計画の内容

基本目標Ⅰ　地域社会における男女共同参画の意識啓発の推進

～固定的性別役割分担意識等の解消により推進する男女共同参画社会～



施策の方向１　男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの推進　★重点課題

【現状と課題】

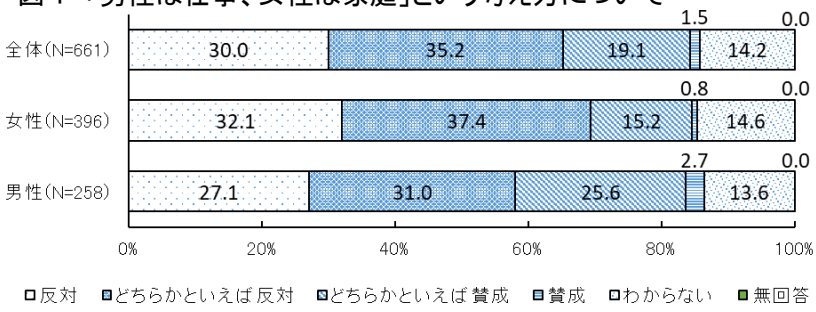
少子高齢化、人口減少など社会経済情勢が変化していく中、持続可能な活力ある社会を形成するためには、様々な活動に多様な人材が参画することが重要であり、男女共同参画社会*の実現は必要不可欠なものです。

SDGs*では、目標５にジェンダー*平等の実現を掲げており、また、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメント*は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」としています。

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、65.2%の市民が『反対』(「反対」と「どちらかといえば反対」の合計)と回答しており(図 1 参照)、固定的性別役割分担意識*は徐々に解消されつつあります(図２参照)。しかしながら、あらゆる分野において男女の地位における不平等感が平等感を上回っており、その原因としては「男女の役割に対する考え方」(67.4%)という回答が最も多くなっています。いまだに私たちの生活や慣習、社会制度の中に、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっていることがうかがえます。

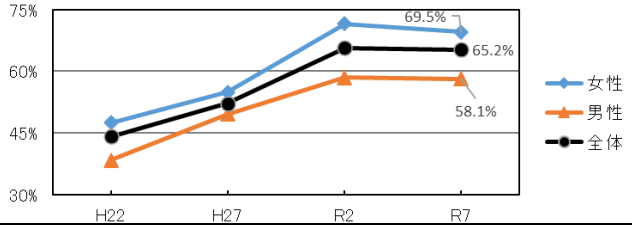
男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要だと思うことについて尋ねた設問においても、「女性／男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念やしきたり、慣習の見直し」(60.1%)との回答が最も多く、男女共同参画理念のさらなる浸透を図るためには、これに向けてのより効果的な啓発活動を行う必要があります。

図１「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



資料：R7 年度「市民意識調査」

図２「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に『反対』と答えた人の割合



資料：「市民意識調査」

【評価指標】

指　標	実績（R2）	実績（R7）	目標値（R8）	目標値（R13）
「男性は仕事、女性は家庭」という固定観念を持たない市民の割合	65.7%	65.2%	78.7%	86.3%
積極的に育児をしている父親の割合	64.8%	69.5%	72.5%	78.9%

【推進施策】



（1）固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）の解消に向けた広報・啓発

具体的取組	主な事業	担当課
①　固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報・啓発や情報発信を行う。	かごしまのアンコンシャス・バイアス見える化事業	男女共同参画推進課
②　男女共同参画社会の形成及び固定的性別役割分担意識等の解消に向けた講座・研修会等を実施する。	男女共同参画センター運営事業（学習・研修事業、学習会講師派遣）	



（2）男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

具体的取組	主な事業	担当課
①　制度や慣行についての学習機会と情報を提供する。	男女共同参画センター運営事業（情報収集提供事業）	男女共同参画推進課
②　ジェンダーの視点に立った地域社会における慣行の見直しを促進する。	男女共同参画計画推進事業（男女共同参画啓発パンフレットの配布）	男女共同参画推進課
	市職員の旧姓使用	人事課



（3）地域社会における男女共同参画の状況把握と情報収集

具体的取組	主な事業	担当課
①　男女共同参画に関する調査研究及び統計情報の収集、分析並びに提供を行う。	男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画推進課

■市 民 みんなで■

市　　民

・固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）についての理解を深めましょう。
・男女共同参画センターの講座・催しに積極的に参加し、男女共同参画について考えましょう。
・家庭、地域、職場で固定的な性別役割観にとらわれた慣習などについて見直しましょう。
・性別にとらわれることなく、多様な住民が参加しやすい地域活動を進めましょう。

事業者等

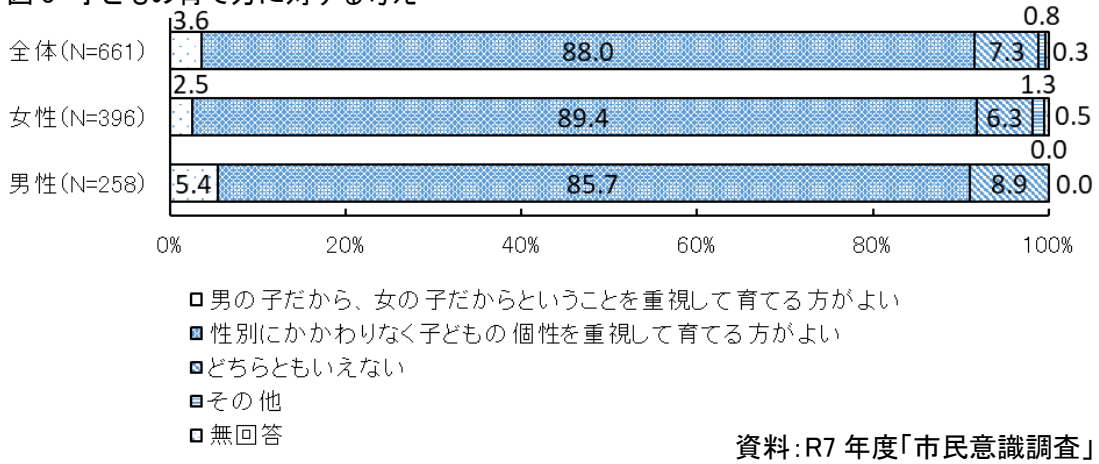
・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や固定観念にとらわれた制度・慣行を見直し、誰もが柔軟な働き方やキャリア形成ができる環境づくりをしましょう。

施策の方向２　男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

【現状と課題】

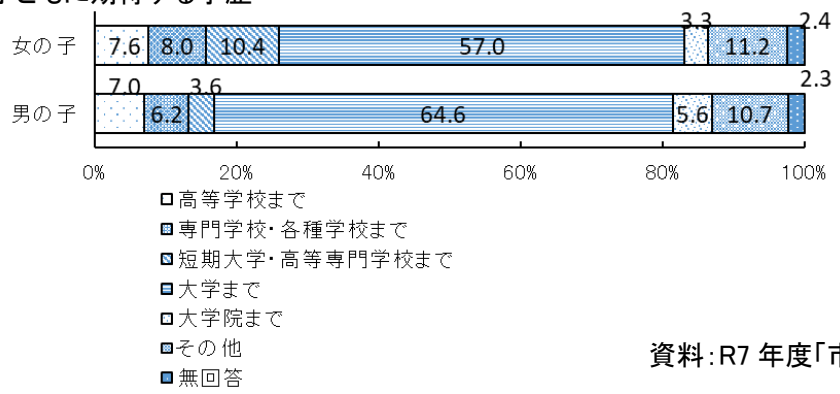
市民意識調査によると、子どもの育て方については、88.0%が「性別にかかわりなく子どもの個性を重視して育てる方がよい」としている一方で（図 3 参照）、子どもに期待する学歴は、女の子・男の子ともに「大学まで」との回答が最も多いものの、女の子が男の子を 7.6 ポイント下回っており、差が見られます（図 4 参照）。これは、日本の社会において、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識と、それを背景とする男性中心の社会構造が影響していると考えられます。「女の子だから」「男の子だから」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、こどもの生き方の選択や可能性を狭めてしまうおそれがあり、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっています。

図 3　子どもの育て方に対する考え



資料：R7 年度「市民意識調査」

図 4　子どもに期待する学歴



資料：R7 年度「市民意識調査」

性別に基づく固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせないためには、幼少期から高齢期に至るまで生涯にわたって、あらゆる機会や家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場において男女共同参画への理解促進を図り、女性も男性も一人ひとりが自分のこととして認識し、意識を高めることが重要です。

教育現場等においては、男女共同参画の重要性の理解とこどもたちの可能性を狭めてしまわないよう固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、教職員等の理解促進を図る必要があります。

こどもをはじめ、様々な世代で固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の植え付けや押し付けを防ぎ、解消していくために、これまでの経験や見聞きしてきたことなどから持ってしまう偏見や固定観念等に自ら気づき、男女双方の意識や行動を変えていけるよう、生涯にわたる学習機会の提供と意識啓発に努める必要があります。

【評価指標】

指　標	実績（R2）	実績（R7）	目標値（R8）	目標値（R13）
社会全体における男女の地位が平等であると感じている市民の割合	8.0%	7.4%	11.5%	14.4%

【推進施策】



（1）幼少期からの家庭教育の支援

具体的取組	主な事業	担当課
①　家庭における男女共同参画に関する学習機会と情報を提供する。	社会学級の開設（乳幼児期の家庭教育セミナー、育児教室における家庭養育講座）	生涯学習課



（2）学校等での男女共同参画教育の推進

具体的取組	主な事業	担当課
①　固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきを促進するための意識啓発と研修を充実する。	男女共同参画センター運営事業（学習・研修事業、学習会講師派遣）（再掲）	男女共同参画推進課
	教職員等研修事業	学校教育課
②　男女共同参画・ジェンダーの視点に立った学校教育を推進する。	人権教育の推進	学校教育課



（3）生涯にわたる学習機会の充実

具体的取組	主な事業	担当課
①　ライフステージ*に応じた学習機会と情報を提供する。	生涯学習プラザ事業	生涯学習課

■市 民 みんなで■

市　　民

・互いの人権を尊重し、女性も男性も主体的に自分らしく生きるために、固定的性別役割分担意識等について考え、理解を深めましょう。

・サンエールかごしまや公民館講座等を活用して、男女共同参画について積極的に学習しましょう。

事業者等

・固定的な性別役割分担意識等や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する理解を深め、研修等を実施しましょう。

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の促進

～多様性を認め合い誰もが個性と能力を発揮できる社会～



施策の方向１　政策・方針決定過程への女性の参画促進　★重点課題

【現状と課題】

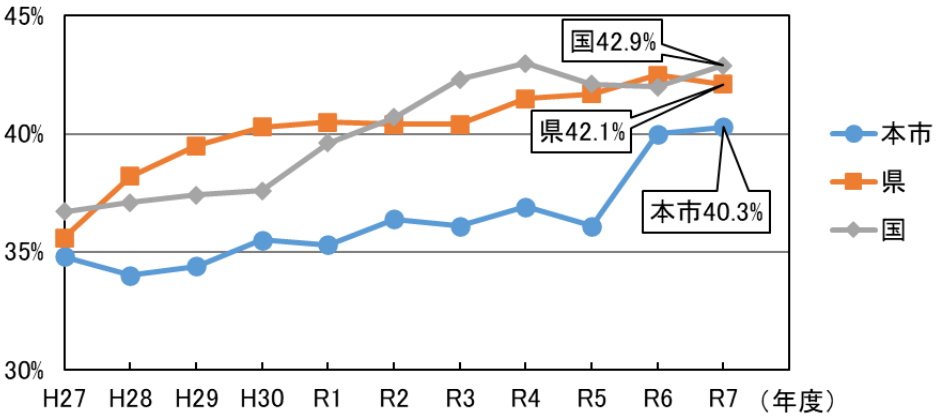
あらゆる分野において、政策・方針決定に多様な視点や考え方を反映させることは、多様性が尊重される社会の実現のために必要不可欠なものであり、社会経済にイノベーション*をもたらし、持続的な発展の確保に資するものです。性別にとらわれることなく決定に参画することが重要課題として進められていますが、女性の参画が十分に進んでいない分野も見られます。

世界経済フォーラム*が、2026（令和 8）年に公表したジェンダー・ギャップ指数*では、日本は 145 か国中、政治分野では 121 位、経済分野では 119 位と特に低く、中でも男女差が大きい項目は、女性閣僚15.8%（97 位）、女性国会議員（衆議院）14.6%（118 位）、女性管理職（管理的職業従事者）14.4%（125 位）であるなど、国際的に見て非常に遅れています。

本市においては、市の審議会等における女性委員の割合 40%を目指して取組を進め、2025（令和 7）年度末時点で 40.3%となり、目標を達成しました（図 5 参照）。また、市役所における女性管理職（課長級以上）の割合も、早い時期から育成に取り組み、能力主義と適材適所の人事を行ってきた結果、23.5%と目標を達成した一方、市内事業所における女性管理職の割合は 16.1%と低い状況にあります。地域、教育現場においても、自治会長に占める女性の割合は 2025（令和 7）年度 12.2%、PTA会長は 19.3%、小中高校の管理職は 17.6%と低い状況にあり、男性中心の組織運営が長く続いています。また、政治分野においては、市議会議員に占める女性の割合は 26.7%という状況です。

誰もが暮らしやすい社会を形成するためには男女双方の視点が必要であり、行政が率先して女性の登用に取り組むとともに、事業所や地域などへ女性の参画の重要性についての理解を促進し、併せて、女性も社会を構成する一員として積極的に社会活動に関わっていくという女性自身の意識の醸成や行動の変容を促す取組も必要です。

図５　各種審議会等への女性の参画率



資料：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【評価指標】

指　標	実績（R2）	実績（R7）	目標値（R8）	目標値（R13）
市の審議会等における女性委員の割合	36.4%	40.3%	40.0%	40.0%以上 60.0%以下
市役所における女性管理職（課長級以上）の割合（消防局・企業を除く）	16.5%	23.5%	※1 （R11）　27.0%	※1 27.0%超
市内事業所における女性管理職の割合	※2 （R1）16.2%	16.1%	18.4%	30.0%

※1　「第三次鹿児島市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（令和7年度～11年度）」の目標値
「鹿児島市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の目標値が上方修正された場合はその値に読み替える
※2　県内事業所の管理的地位（課長相当職）に占める女性の割合

【推進施策】

（1）審議会等への女性の参画推進

具体的取組	主な事業	担当課
①　女性の公職参画状況を調査する。	公職参画状況調査	男女共同参画推進課
②　審議会ごとに女性参画率の目標値を定めた登用計画を毎年作成し、目標達成と維持に向け、女性委員の参画を促進する。	審議会等への女性委員登用計画の作成	関係課

（2）市職員における女性の登用の推進



具体的取組	主な事業	担当課
① 特定事業主行動計画*に基づき、適材適所の原則の下、性別にかかわりなく能力に応じた配置を行い、女性職員の管理職登用に努める。	女性職員の職域の拡大	人事課ほか
② 特定事業主行動計画に基づくキャリア形成のための研修や女性先輩職員の体験談の紹介による管理職登用に向けた意識醸成及び女性職員の積極的な登用を進める。	特定事業主行動計画に基づく取組	

（3）女性の能力発揮と人材育成の支援



具体的取組	主な事業	担当課
① あらゆる分野における女性の能力発揮及び活躍促進のための学習機会や情報の提供を行う。	男女共同参画センター運営事業（学習・研修事業、学習会講師派遣）（再掲）	男女共同参画推進課
	勤労女性センター事業（職能向上・生活支援講座）	生涯学習課
② 女性団体等の学習・活動支援を行う。	女性団体連合会活動助成事業	男女共同参画推進課
③ あらゆる分野へ女性の積極的活用を図るため、男女共同参画を推進する講師等の人材リストを整備し、提供する。	男女共同参画計画推進事業（人材リストの整備・提供）	
④ あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画に向けた意識啓発と理解促進を行う。	男女共同参画計画推進事業（男女共同参画啓発パンフレットの配布）（再掲）	

■市 民 みんなで■

市　　民

・審議会などの政策・方針決定の場に男女ともに積極的に参画するよう努めましょう。

・自治会や PTA など地域における方針決定に男女ともに積極的に関わるよう努めましょう。

事業者等

・固定的性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）が女性の登用やキャリア形成の障壁にならないよう努めましょう。

施策の方向２　働く場における男女共同参画と女性活躍の推進　★重点課題

第２次鹿児島市女性活躍推進計画

【現状と課題】

市民意識調査によると、職場における男女の地位については、42.8%の市民が「不平等な点がある」と感じています（図 6 参照）。さらに、社会全体で見た場合の女性の働きやすさについては、37.5%の市民が『働きにくい』（「働きにくい」と「あまり働きやすいとはいえない」の合計）と感じています（図 7 参照）。また、2025（令和 7）年度の鹿児島市勤労者労働基本調査（以下「勤労者労働基本調査*」という。）によると、市内事業所の 12.4%が、女性の採用にあまり積極的ではない、または採用していないと回答しており、また、19.9%が管理職登用を積極的に行っていないと回答しています。

男女雇用機会均等法*が施行され 40 年が経過し、性別による差別の禁止や女性が働き続ける上で必要な各種法律の整備は進められてきましたが、依然として賃金、機会、待遇の面で多くの男女格差が存在し、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆるL字カーブ*問題が続いています。働く場における男女の均等な機会及び待遇の確保は、働きたい人が性別にかかわりなく活躍できる社会の実現には不可欠な前提であり、女性の参画の拡大、男女間格差の是正や女性のキャリア形成を促進するための支援が重要です。

2025（令和 7）年度の勤労者労働基本調査によると、市内事業所における女性管理職の割合は 16.1%で、2022（令和 4）年度調査時の 14.9%と比較すると増加しているものの、低い割合にとどまっています。女性の活躍が進むことは、様々な視点が確保されることにより、多様性が尊重され、持続的な発展を確保するうえでも不可欠なものです。

企業においては、仕事と家庭の両立を支援し、多様な働き方をより安心して選択できる環境を整備するとともに、女性活躍の推進や健康経営など人材に注目した取組を進めることで、働く人が働きやすさを実感でき、企業価値の向上にもつながります。

働きたい人が性別にかかわりなく活躍できる社会をつくるためには、長時間労働の改善や従来の労働慣行を前提にしない働き方、男女間の賃金格差の解消、男女の均等な機会及び待遇の確保等、男女雇用機会均等法のさらなる推進とともに、性別や育児・介護等を理由とする不利益な取扱いや各種ハラスメント*を防止することが重要です。

女性の参画拡大・均等な機会の確保のため、経済団体や行政機関、関係機関等が連携・協力し、経営トップや管理職はもちろん、労働者自身の意識を大きく変えるための取組を進める必要があります。

図 6　職場での男女の地位の平等感

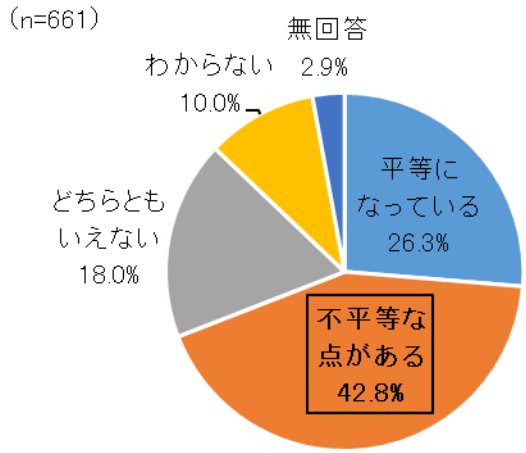
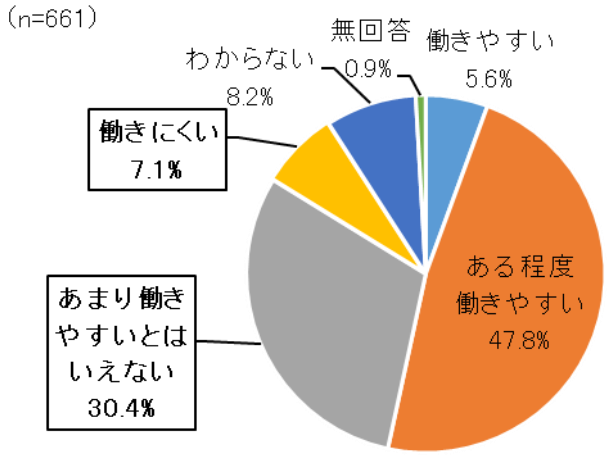


図 7　社会全体で見た場合の女性の働きやすさ



資料：R7 年度「市民意識調査」

【評価指標】

指　標	実績（R2）	実績（R7）	目標値（R8）	目標値（R13）
市役所における女性管理職（課長級以上）の割合（消防局・企業を除く）	16.5%	23.5%	※1 （R11）　27.0%	※1 27.0%超
市内事業所における女性管理職の割合	※2 （R1）16.2%	16.1%	18.4%	30.0%
家族経営協定*の件数	50 件	58 件	62 件	63 件

※1 「第三次鹿児島市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（令和7年度～11年度）」の目標値
「鹿児島市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の目標値が上方修正された場合はその値に読み替える
※2 県内事業所の管理的地位（課長相当職）に占める女性の割合

【推進施策】



（1）男女の均等な雇用機会と待遇の確保

具体的取組	主な事業	担当課
①　働く場における男女共同参画に関する法令・制度や取組等の周知・啓発を行う。	男女共同参画センター運営事業（学習会講師派遣）（再掲） 女性活躍推進事業	男女共同参画推進課
②　性別や出産・育児・介護等を理由とする不利益な取扱いやハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行う。		
③　先進企業の取組の好事例等の情報収集・提供を行う。		



（2）女性の就業支援

具体的取組	主な事業	担当課
①　女性の就労やキャリアアップ、起業のための学習機会や情報の提供を行う。	女性活躍推進事業（再掲）	男女共同参画推進課
	新規創業者等育成支援事業	産業創出課
②　就業に関する相談体制を充実する。	勤労女性センター事業（キャリアカウンセリング）	生涯学習課

（3）事業所の女性活躍の取組支援



具体的取組	主な事業	担当課
① 女性活躍推進法*等に基づく一般事業主行動計画策定及び情報公表等の意義を周知する。	女性活躍推進事業（再掲）	男女共同参画推進課
② 女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス*等の推進に積極的に取り組む企業の公共調達等における加点評価を行う。	公共調達等における優遇措置の研究	男女共同参画推進課
	建設工事の入札における総合評価の実施	契約課
③ 女性活躍や多様な働き方のための就業環境の整備の重要性などについての意識啓発・助言を行う。	女性活躍アドバイザー配置事業	男女共同参画推進課

■市 民 みんなで■

市　　民

・働くことへの意識を高め、自らのキャリアについて主体的に考える機会を持ち、性別にかかわりなく能力を発揮できるよう努めましょう。

・リ・スキリング*やキャリアアップ、起業等のためにセミナー等に進んで参加しましょう。

事業者等

・「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」、「次世代育成支援対策推進法*」等の法令を遵守し、その周知に努めましょう。

・性別や出産・育児等を理由とする不利益な取扱いやハラスメントを防止するための取組を行いましょう。

・経営者・管理職向けセミナー等に積極的に参加し、意識改革を図りましょう。

施策の方向３　誰もが働きやすい環境づくりの推進　★重点課題

第２次鹿児島市女性活躍推進計画

【現状と課題】

男女ともに社会で活躍するためには、仕事と生活の両立のしづらさを感じることなく働き続けられることが重要ですが、そのためには、社会全体の理解が不可欠です。ワーク・ライフ・バランスの実現は、ゆとりある人間らしい生き方ができる社会とするために重要であり、多様な人材を活用するためにも必要です。

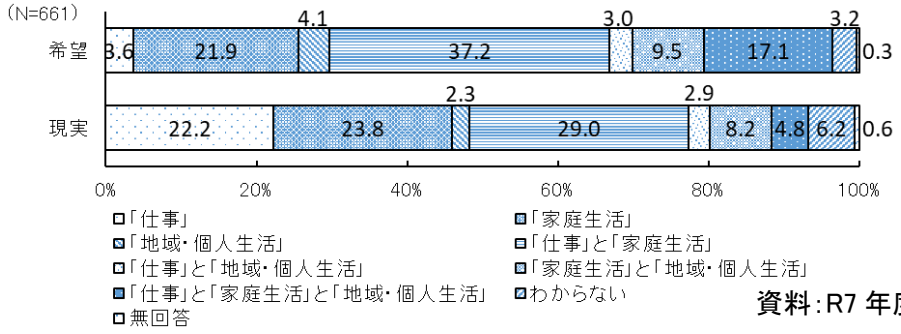
市民意識調査では、生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の優先度の希望と現実について、「仕事を優先」という割合は、希望 3.6%に対し、現実は 22.2%、「仕事と家庭生活を優先」という割合は、希望 37.2%に対し、現実は 29.0%とギャップが生じており、自分の希望するバランスで関わることが難しい現状があることがうかがえます（図 8 参照）。

また、女性の社会参画が推奨されている一方で、家事や育児、介護等の負担については、女性への偏りが大きい状況にあります。

2025（令和 7）年度の勤労者労働基本調査によると、市内事業所における男性の育児休業取得率は40.0%で、2022（令和 4）年度調査時の 16.4%と比較すると大幅に増加しています。しかし、鹿児島市勤労者等意識調査*によると、結婚・出産後も性別にかかわりなく活躍するために必要なことについて、「職場内で意識を高めること」が最も高く、次いで「家族の協力や理解が得られること」となっています。育児・介護休業制度等を整備するだけでは不十分であり、制度の活用を阻害している長時間労働や女性への家事・育児・介護等の負担の偏りなどに表れる固定的な性別役割分担意識を解消し、女性も男性も働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活を両立しながら働き続けることができるよう、また、共働き・共育ての実現に向け、男女双方の理解促進と意識啓発が重要です。

ライフステージの様々な状況にある人々が互いの多様で柔軟な働き方を尊重し、女性も男性も暮らしやすい地域社会をつくるためには、ワーク・ライフ・バランスの意義を地域社会全体に浸透させるとともに、事業主に対しては、関係法令や各種制度、労働環境整備の好事例等に関する周知・啓発を行い、取組を促進する支援の充実を図る必要があります。

図 8　生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の優先度



資料：R7 年度「市民意識調査」

【評価指標】

指　標	実績（R2）	実績（R7）	目標値（R8）	目標値（R13）
市役所の男性職員の育児休業取得率（消防局・企業・教育委員会を除く）	30.9%	93.3%	※1（R11）100.0%	※1 100.0%
市内事業所の男性の育児休業取得率	（H30） 10.6%	40.0%	47.5%	85.0%
保育所等の待機児童数	216 人	0 人	0 人	0 人
鹿児島市イクボス*推進同盟参加企業数	81 企業・団体	130 企業・団体	105 企業・団体	152 企業・団体

※1 「第三次鹿児島市職員子育て支援行動計画（令和7年度～11年度）」の目標値

【推進施策】



（1）ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

具体的取組	主な事業	担当課
① ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方に関する広報・啓発と先進企業の好事例等の情報提供を行う。	女性活躍推進事業（再掲）	男女共同参画推進課
	イクボス・共育て推進事業	こども政策課
	ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者支援事業	雇用推進課
② 男性の家事、育児、介護への主体的な参画を図るための学習機会や情報の提供を行う。	男女共同参画センター運営事業（能力開発事業）	男女共同参画推進課



（2）仕事と生活の両立を支える職場環境の整備

具体的取組	主な事業	担当課
① 男性の育児休業・介護休業の取得促進に向けた意識啓発を行う。	女性活躍推進事業（再掲）	男女共同参画推進課
	イクボス・共育て推進事業（再掲）	こども政策課
	ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者支援事業（再掲）	雇用推進課
② 市職員の長時間労働の抑制と有給休暇取得を推進する。	年次有給休暇等の計画的使用の促進	人事課 職員課
	「ノー残業デー」の実施	職員課
③ 女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス等の推進に積極的に取り組む企業の公共調達等における加点評価を行う。	公共調達等における優遇措置の研究（再掲）	男女共同参画推進課
	建設工事等競争入札参加者の格付の実施	契約課



（3）家庭生活と仕事の両立を支える支援の充実

具体的取組	主な事業	担当課
① 共働き・共育ての実現に向けた男女双方の意識改革と理解促進を行う。	イクボス・共育て推進事業（再掲）	こども政策課
② 仕事と育児の両立のための支援を充実する。	保育料の軽減	保育幼稚園課
	放課後児童健全育成事業	こども政策課
③ 仕事と介護の両立支援のための情報提供や周知・理解を促進する。	家族介護講習会開催事業	長寿支援課

■市 民 みんなで■

市　　民

・仕事中心の生活から、家庭・社会活動等を含む生活とのバランスの取れた、希望するライフスタイルの実現に努めましょう。

・男女ともに主体的に家事や育児等に関わり、負担を分かち合いましょう。

・育児・介護サービスを利用しながら、仕事との両立を図りましょう。

事業者等

・育児・介護休業制度について、男女ともに取得しやすい職場環境づくりに努めましょう。

・長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりに努めましょう。

・相談窓口の設置や周知・啓発などハラスメントのない職場環境の整備に努めましょう。

施策の方向４　地域・防災における男女共同参画の推進

【現状と課題】

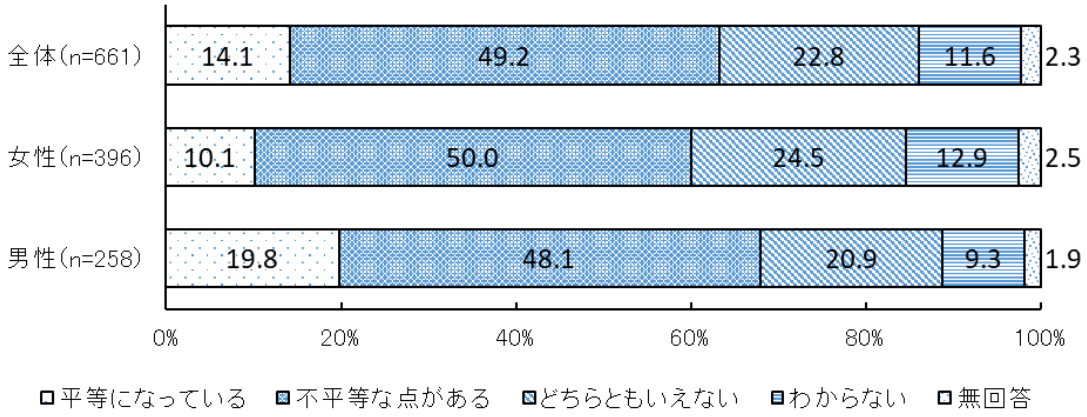
●地域で

町内会などの地域活動においても、担い手不足や高齢化が課題となっており、地域の多様なニーズに対応するためにも、性別や年齢にとらわれない多様な人材の参画が重要となっています。

市民意識調査によると、地域社会における男女の地位の平等感については、49.2%の市民が「不平等な点がある」と感じています（図 9 参照）。女性にも男性にも、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在していることが、互いの活躍の場を狭め、多様な視点による課題解決や活力ある地域社会の構築を阻害しています。

家庭とともに最も身近な暮らしの場である地域社会を、活力があり持続可能なものとするためには、性別にかかわりなく、誰もが地域社会を支える一員であることを認識し、地域活動や地域づくりに積極的に参画できるよう、固定的性別役割分担意識等の解消に向けた男女双方の理解や意識の醸成を促すとともに、男女共同参画意識の啓発に取り組む必要があります。

図 9　地域社会の中での男女の地位の平等感



資料：R7 年度「市民意識調査」

●防災で

2011（平成 23）年に発生した東日本大震災以降、全国各地で様々な大規模災害が発生する中、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興の取組の重要性が指摘されています。

平常時における固定的性別役割分担意識を反映した女性への家事・育児・介護負担の集中、DV*や性被害・性暴力の発生など、災害時に受ける影響は女性と男性で異なります。

国は、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～*」等を策定し、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画や、男女のニーズの違いに配慮した取組等、防災・災害対応におけるジェンダー主流化*を求めていますが、十分に浸透しているとは言えない状況です。

男女共同参画の視点を取り入れた災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須であり、防災・復興のあらゆる場面において、意思決定・政策決定の場への女性の参画を促し、女性リーダーの育成に取り組むとともに、女性の声が地域防災活動に反映されるよう、日頃からの地域活動への女性の積極的な参画を促す取組が必要です。

【評価指標】

指　標	実績（R2）	実績（R7）	目標値（R8）	目標値（R13）
自治会長に占める女性の割合	9.5%	12.2%	11.3%	12.8%
消防吏員に占める女性の割合	1.8%	2.2%	※1 （R11） 3.5%	※1 3.5%超

※1 「第三次鹿児島市消防局女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（令和7年度～11年度）」の目標値
「鹿児島市消防局女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の目標値が上方修正された場合はその値に読み替える

【推進施策】



（1）地域活動における男女共同参画の促進

具体的取組	主な事業	担当課
① 性別にとらわれない多様な住民の地域活動への参加やリーダーとしての女性の参画を促すための機運を醸成する。	消費者教育担い手育成事業	消費生活センター
	男女共同参画センター運営事業（学習・研修事業、学習会講師派遣）（再掲）	男女共同参画推進課
② 多様な主体との連携等による地域活動の活性化と市民活動の支援を行う。	町内会デジタル活用サポート事業	地域づくり推進課



（2）男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

具体的取組	主な事業	担当課
① 男女共同参画の視点からの防災対策に関する啓発と災害対応体制の整備等に取り組む。	地域防災計画の充実	男女共同参画推進課ほか
② 防災に関する意思決定や地域の防災活動など防災の現場における女性の参画を促進する。	安心安全地域リーダー育成事業	安心安全課
	女性・学生・技能別消防団員の活躍推進事業	消防局警防課

■市 民 みんなで■

市　　民

・固定的性別役割分担意識に基づく慣習を改め、性別や年代を問わず参加しやすい地域活動や多様な意見が反映されやすい環境をつくりましょう。
・災害時に女性と男性が受ける影響やニーズを理解し、地域の防災活動に参加してみましょう。

事業者等

・職場の防災計画や事業継続計画*（BCP）に男女共同参画の視点を取り入れましょう。
・防災訓練や研修を定期的に実施し、女性も男性も共に参加しましょう。

施策の方向５　一人ひとりの人権の尊重と自立への支援　★重点課題

【現状と課題】

高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ*など、性別に限らず、様々な属性*の人々の人権が尊重される社会をつくることは極めて重要です。SDGs*の根底にある「誰一人取り残さない」という理念も、人権の基本的な原則を反映したものです。

市民意識調査によると、20.6%の市民が「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識に肯定的です（9 ページ図 1 参照）。また、男女の地位について、76.1%の市民が「社会通念や慣習、しきたりの中で不平等な点がある」と感じています（図 10 参照）。固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見は、高齢、障害などの様々な属性*を理由とした社会的困難を抱えている場合、経済的困難など複合的な問題をもたらす要因となっています。

また、様々な属性を持つことに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

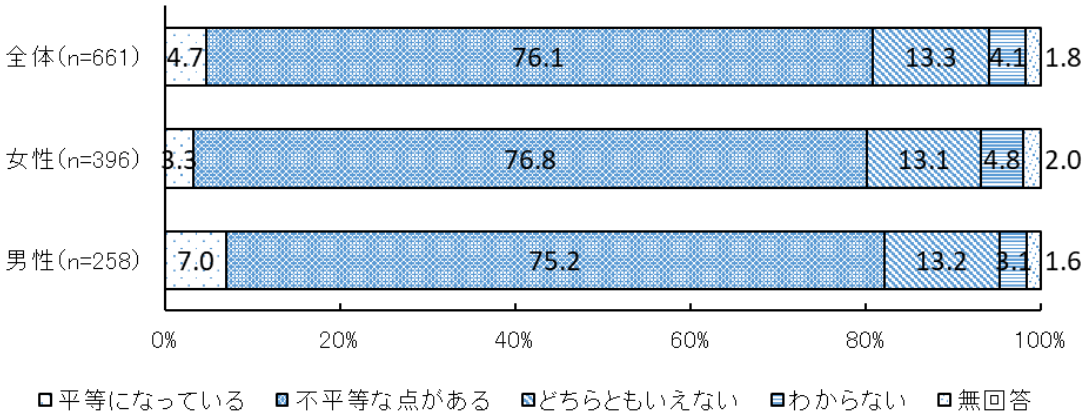
様々な属性の人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重し、多様な人々の人権が尊重される社会となることで、女性が複合的な困難を抱えるリスクを減らすことにつながります。また、多様化、複合化した問題を抱える女性の背景、心身の状況等に応じて、相談支援や関係機関の連携などにより包括的な支援につなげていくことが必要です。

このようなことを踏まえ、男女共同参画の視点に立って困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細やかな支援を行い、安全に安心して暮らせる環境の整備に取り組む必要があります。

男女が互いの身体的性差に応じた健康に関する正しい知識と理解を深め、心身の健康を維持することは、人権が尊重され、男女共同参画社会の形成に寄与するものとなります。

そのためには、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえ、ライフステージや性差に応じた心身の健康課題に関する啓発や情報提供に取り組むとともに、健康を阻害する社会的要因も含めた包括的な観点から健康増進を支援する必要があります。また、性別を問わず、ライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケア*の情報発信や職場における仕事と健康課題の両立支援などの健康経営の推進が重要であるとともに、誰もが安心して自分らしく、生涯を通じて健康に暮らせるよう、一人ひとりのヘルスリテラシー*の向上を支援する必要があります。

図 10　社会通念や慣習、しきたりの中での男女の地位の平等感



資料：R7 年度「市民意識調査」

【評価指標】

指　標	実績（R2）	実績（R7）	目標値（R8）	目標値（R13）
「一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合	（R3）　17.1%	23.1%	22.1%	28.0%
女性の採用を積極的に行っている事業所の割合	（H30）　55.1%	75.7%	77.3%	85.0%
子宮がん検診受診率（20 歳以上）	22.3%	22.0%	60.0%	60.0%
乳がん検診受診率（40 歳以上）	13.8%	14.7%	60.0%	60.0%

【推進施策】



（1）多様な人々が安心で暮らしやすい環境づくり

具体的取組	主な事業	担当課
①　様々な属性への理解を深め、多様性を尊重するための人権教育・啓発活動を推進する。	男女共同参画センター運営事業（男女共同参画啓発パンフレットの配布）（再掲）	男女共同参画推進課
	人権啓発活動事業	人権推進課
②　様々な属性を理由とした困難に対する相談体制を充実する。	男女共同参画センター運営事業（相談事業）	男女共同参画推進課
	生活困窮者自立支援事業	保護第一課
	自殺対策事業	保健支援課
③　様々な属性を理由とした困難に対する支援を充実する。	被保護者自立促進事業	保護第一課
	児童扶養手当支給事業	こども福祉課



（2）生涯を通じた健康支援

具体的取組	主な事業	担当課
①　男女それぞれの健康課題やライフステージに応じた支援と情報の提供を行う。	健康増進計画推進事業	保健政策課
②　男女それぞれの健康課題と仕事の両立に関する支援、啓発及び情報提供を行う。	男女共同参画センター運営事業（健康管理事業）	男女共同参画推進課
	働く世代の健康づくり事業	保健政策課
	元気いきいき検診事業	保健予防課
	開業助産師研修会	母子保健課

（3）困難を抱える女性への包括的な支援

具体的取組	主な事業	担当課
① 困難な問題を抱える女性に対する相談支援体制を充実する。	男女共同参画センター運営事業（相談事業）（再掲）	男女共同参画推進課
	女性のつながりサポート事業	男女共同参画推進課
② 関係機関と連携した包括的な支援を推進する。	重層的支援体制整備事業	地域福祉課
	DV 対策基本計画推進事業（DV 防止庁内連絡会議）	男女共同参画推進課
③ 困難な問題を抱える女性の自立に向けた支援を行う。	児童福祉扶助費（母子生活支援施設運営費） 母子家庭等自立支援事業	こども福祉課
	生活困窮者自立促進事業	保護第一課
④ 支援制度及び相談窓口に関する周知・啓発を行う。	支援体制及び相談窓口に関する情報発信・周知広報	男女共同参画推進課 関係課

■市 民 みんなで■

市　　民

・悩みや様々な問題を抱えたときは一人で悩まずに、相談機関を積極的に利用しましょう。
・家庭でも性や命の大切さについて話す時間を持ちましょう。
・年代に応じた男女それぞれの健康について理解と知識を深めましょう。

事業者等

・健康診断やメンタルヘルス対策、性差と年代に応じた健康課題への取組を行い、従業員の心身の健康状態の把握と健康管理に努めましょう。
・様々な属性を持つ多様な人材が安心して働ける職場環境づくりをしましょう。

カラフルかごしま　※多様な人権を象徴する鹿児島市のロゴマークです。

●知っておきたい「性の多様性」

人間の「性のあり方（セクシュアリティ）」は、「男性」「女性」のたった２つに分けられるほど単純なものではありません。性のあり方は非常に複雑かつ多様です。
セクシュアリティはいわばその人の生き方であり、個人の尊厳に関わる大切な問題です。
また、性自認や性的指向は、本人の意思や努力によって変えることはできません。
まずは、私たち一人ひとりが性の多様性について理解することが大切です。

からだの性	こころの性（性自認）	好きになる性（性的指向）	表現する性（性表現）
生まれたときの身体的特徴や染色体などで、割り当てられる性別	自分自身が認識している性別	恋愛感情や性的関心がどんな性別の人に向くか向かないかを示す	服装や言葉遣い、しぐさ等周囲の人から見て性別をどう表現しているか

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進

～誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会～



【現状と課題】

配偶者やパートナーからの暴力（DV*）、性犯罪・性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント*など、ジェンダー*に基づくあらゆる暴力は、決して許されない重大な人権侵害であり、男女の平等や個人としての尊厳を重んじた対等な関係づくりを進める男女共同参画社会*の形成を阻害する大きな要因となっています。

市民意識調査によると、DVに対する考え方として、33.9%の人が「暴力をふるわれる方にも問題がある」（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）と回答しています（図　11　参照）。しかし、いかなる理由があろうとも、どのような間柄であろうとも、暴力は許されない行為であり、被害者にも加害者にもならないための幼少期からの教育や意識啓発を強化し、暴力を許さない社会風土を醸成する必要があります。

本市におけるDV被害の状況について、市民意識調査によると、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力のいずれかの被害経験が『あった』（「何度もあった」と「1・2度あった」の合計）と答えた人は、女性で約 3 人に 1 人、男性で約 5 人に 1 人に上りました。女性の被害が多い背景には、男女間の経済力や社会的地位の格差など、個人の問題として片付けられない構造的問題も関係しています。

また、DVが起きている家庭では、こどもに対する暴力が行われている場合があり、たとえ身体的虐待がなくても、こどもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）はこどもへの心理的虐待にあたります。虐待はこどものこころとからだの成長に様々な影響を与えると言われています。このため、DV被害者と虐待されているこどもに対し、関係機関と連携・協力しながら、専門的な支援を行っていくことが必要です。

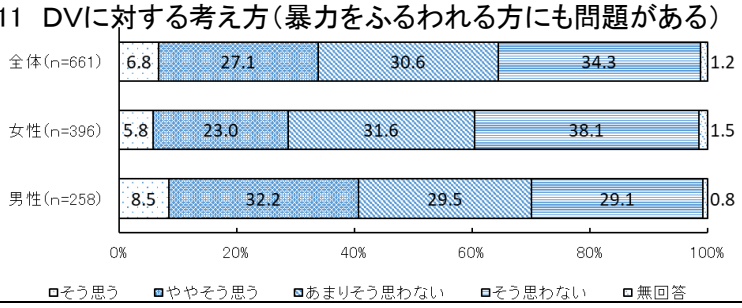
交際相手からの暴力（デートDV*）は、中学生や高校生を含む 10 代、20 代の若者の間でも起きている問題であり、DVの根絶に向けて、効果的な取組を進める必要があります。

また、SNS等を含むインターネット上の性的な暴力やハラスメント*に対し、被害者にも加害者にもならないようにするため、関係機関等と連携して、安心・安全な利用のための周知・啓発やICTリテラシー*やメディア・リテラシー*の向上のための取組を推進する必要があります。

サンエールかごしま相談室（鹿児島市配偶者暴力相談支援センター）の相談のうち、性にまつわる暴力に関する女性からの相談は増加傾向にあり（28 ページ図 12 参照）、男性からの相談も同様の傾向にあります。

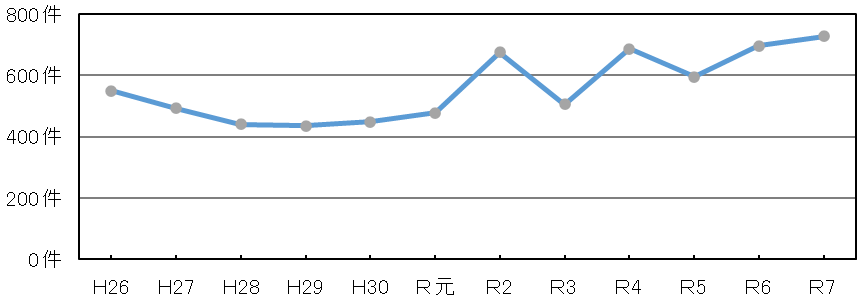
被害の深刻化を未然に防止するためには、相談窓口のさらなる周知が必要であり、被害者を適切な支援につなげ、そのエンパワーメント*を図るための相談員の資質向上や、関係機関と連携した支援体制の構築に取り組む必要があります。

図 11　DVに対する考え方（暴力をふるわれる方にも問題がある）



資料：R7 年度「市民意識調査」

図 12　性にまつわる暴力（DV・セクハラ・ストーカー等）に関する相談件数（女性）



資料：鹿児島市「サンエールかごしま相談室相談統計」

施策の方向１　配偶者等からの暴力防止及び被害者支援　★重点課題

第２次鹿児島市DV対策基本計画

【評価指標】

指　標	実績（R2）	実績（R7）	目標値（R8）	目標値（R13）
DVについて学んだことがある人の割合	※1 （R1）　39.2%	※2 49.5%	57.4%	70.4%
DV相談窓口の認知度	※1 （R1）　79.7%	※2 79.6%	91.6%	100%

※1　事故やけがに関するアンケート調査における 16 歳～64 歳に占める割合
※2　男女共同参画に関する市民意識調査における 18 歳～64 歳に占める割合

【推進施策】

（1）DV防止に向けた意識啓発の強化

具体的取組	主な事業	担当課
①　DVに関する正しい理解の促進と広報・啓発を行う。	男女共同参画センター運営事業（啓発イベント） DV対策基本計画推進事業	男女共同参画推進課
②　若者へのDV予防教育と広報・啓発を行う。		

（2）相談体制と被害者支援の充実

具体的取組	主な事業	担当課
①　早期に安心して相談できる窓口の周知を図る。	DV対策基本計画推進事業（再掲）	男女共同参画推進課
②　相談員の資質の向上を図るとともに、相談体制を充実する。	男女共同参画センター運営事業（相談事業）（再掲）	
③　関係部署との連携による被害者の保護と自立に向けた支援を行う。	DV対策基本計画推進事業（再掲）	男女共同参画推進課
	DV等の被害者に係る住民票の写しなどの交付制限	市民課
	配偶者からの暴力被害者の市営住宅入居の優遇措置	住宅課

（3）関係機関との連携強化

具体的取組	主な事業	担当課
① 警察や鹿児島県女性相談支援センター、児童相談所、民間支援団体など関係機関との連携強化を図る。	DV対策基本計画推進事業（再掲） 男女共同参画計画推進事業（関係機関相談員研修会）	男女共同参画推進課
② 支援に関わる関係者等に対し、適切な支援を行うための研修会等を実施する。		

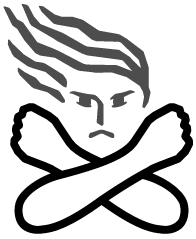
■市 民 みんなで■

市　　民

・DVに関する正しい知識を持ち、被害者にも加害者にもならないようにしましょう。
・暴力に気づいたら、警察や配偶者暴力相談支援センター*等に相談・通報しましょう。
・被害者から相談を受けた時は、否定せずに寄り添いながら話を聞き、相談窓口につなぎましょう。

事業者等

・DVに関する研修等を実施しましょう。
・被害者から相談を受けた時は、否定せずに寄り添いながら話を聞き、相談窓口につなぎましょう。



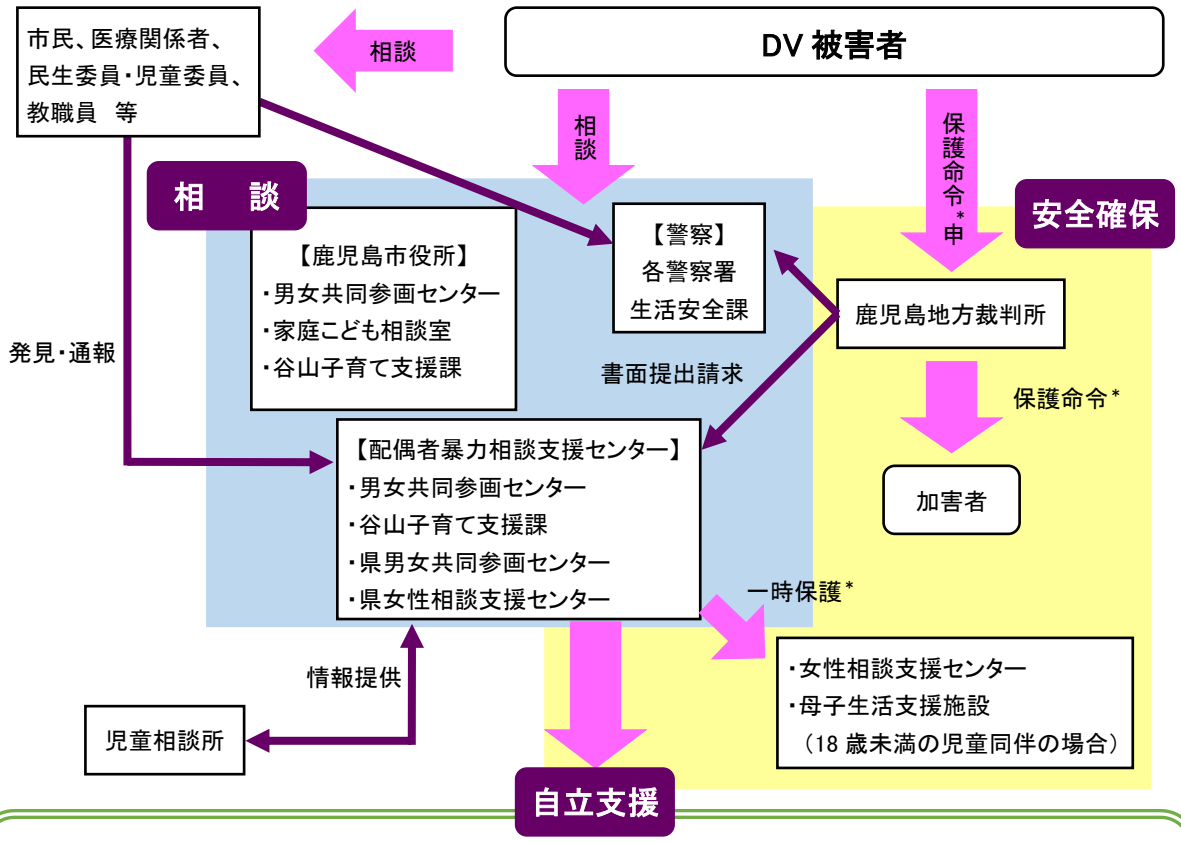
女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

11月12日～11月25日は
「女性に対する暴力をなくす運動」期間

パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のシンボルです。
１９９４（平成６）年にアメリカで生まれた草の根運動に始まり、今では国際的な運動へ広まっています。
紫色のリボンを身に付けること、飾ることで、「暴力のない世界にしたい」というあなたの意思表示になります。



ＤＶ 被害者を支援する関係機関の連携



自立に向けた支援・情報提供

・配偶者暴力相談支援センター
（男女共同参画センター、谷山子育て支援課、県男女共同参画センター、県女性相談支援センター）
・家庭こども相談室
・母子生活支援施設、女性自立支援施設
・民間支援団体

生活拠点の確保

・家庭こども相談室、
谷山子育て支援課
（母子生活支援施設）
・住宅課（市営住宅）
・県女性相談支援センター
（女性自立支援施設）
・県住宅政策室（県営住宅）

法律相談・法的手続き支援

・男女共同参画センター
・市民相談センター
・県男女共同参画センター
・法テラス（資金援助）
・県弁護士会
・地方裁判所、家庭裁判所

福祉サービス

・こども未来局
・すこやか長寿部
・福祉支援部

心のケア・医療支援

・保健支援課、保健センター
・精神保健福祉センター
・医療機関
・民間支援団体

就労支援・職業訓練

・家庭こども相談室、
谷山子育て支援課
・生活・就労支援センターかごしま
・ハローワーク

こどもへの支援

・こども政策課
（児童クラブ、ファミリー・サポート・センター）
・こども家庭支援センター
・教育委員会（就学援助、転校手続き）
・児童相談所、児童養護施設等
・学校、幼稚園、保育所、認定こども園

経済的支援・行政手続き支援

・家庭こども相談室、谷山子育て支援課
（母子父子寡婦福祉資金など）
・生活保護担当課
・住民基本台帳担当課
・国民年金担当課
・国民健康保険担当課
・年金事務所
・社会福祉協議会（生活福祉資金貸付）

施策の方向２　男女共同参画を阻害する暴力への対策の推進　★重点課題

【評価指標】

指　標	実績（R2）	実績（R7）	目標値（R8）	目標値（R13）
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する措置として研修・講習会等で従業員に説明を実施している市内事業所の割合	（H30）　49.8%	70.7%	73.8%	80.0%

【推進施策】



（１）暴力防止に向けた意識啓発と被害者支援

具体的取組	主な事業	担当課
①　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防・根絶に向けた広報・啓発と環境整備を行う。	男女共同参画センター運営事業（啓発イベント）（再掲）	男女共同参画推進課
	人権啓発活動事業（再掲）	人権推進課
②　各種相談を通じて相談者の状況に応じた支援や情報提供を行う。	男女共同参画センター運営事業（相談事業）（再掲）	男女共同参画推進課
	家庭こども相談員設置事業	こども福祉課 谷山子育て支援課
③　こどもに対する暴力への対応と支援を行う。	児童虐待対策事業	こども家庭支援センター

■市 民 みんなで■

市　　民

・配偶者等やこどもに対する暴力、ハラスメントなどジェンダーに基づくあらゆる暴力に関する悩みや問題は、一人で抱え込まず相談機関を積極的に利用しましょう。
・家庭でもお互いの意見や気持ちを尊重し、暴力を許さない関係づくりをしましょう。
・あらゆる暴力について正しい知識を持ち、被害者、加害者及び傍観者とならないようにしましょう。
・被害者から相談を受けた時は、否定せずに寄り添いながら話を聞き、相談窓口につなぎましょう。
・こどもの虐待に気づいたら、市役所や児童相談所、地区の民生委員に知らせましょう。

事業者等

・セクシュアル・ハラスメント等の防止に対する措置を従業員に周知しましょう。
・相談体制の整備や研修の充実など、セクシュアル・ハラスメント等の防止に取り組みましょう。

評価指標一覧

基本目標	施策の方向		指　標		実績値（R2）	実績値（R7）	目標値（R8）	目標値（R13）	出典／担当課
Ⅰ地域社会における男女共同参画の意識啓発の推進	1	男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの推進	1	「男性は仕事、女性は家庭」という固定観念を持たない市民の割合	65.7%	65.2%	78.7%	86.3%	男女共同参画に関する市民意識調査
			2	積極的に育児をしている父親の割合	64.8%	69.5%	72.5%	78.9%	健やか親子21アンケート
	2	男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	3	社会全体における男女の地位が平等であると感じている市民の割合	8.0%	7.4%	11.5%	14.4%	男女共同参画に関する市民意識調査
Ⅱあらゆる分野における男女共同参画の促進	1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	4	市の審議会等における女性委員の割合	36.4%	40.3%	40.0%	40.0%以上 60.0%以下	男女共同参画推進課
			5	市役所における女性管理職（課長級以上）の割合（消防局・企業を除く）	16.5%	23.5%	※1 27.0% （R11）	※1 27.0%超	鹿児島市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
			6	市内事業所における女性管理職の割合	※2 16.2% （R1）	16.1%	18.4%	30.0%	鹿児島市勤労者労働基本調査
	2	働く場における男女共同参画と女性活躍の推進	再掲	市役所における女性管理職（課長級以上）の割合（消防局・企業を除く）	16.5%	23.5%	※1 27.0% （R11）	※1 27.0%超	鹿児島市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
			再掲	市内事業所における女性管理職の割合	※2 16.2% （R1）	16.1%	18.4%	30.0%	鹿児島市勤労者労働基本調査
			7	家族経営協定*の件数	50件	58件	62件	63件	農政総務課
	3	誰もが働きやすい環境づくりの推進	8	市役所の男性職員の育児休業取得率（消防局・企業・教育委員会を除く）	30.9%	93.3%	※3 100.0% （R11）	※3 100.0%	鹿児島市職員子育て支援行動計画
			9	市内事業所の男性の育児休業取得率	10.6% （H30）	40.0%	47.5%	85.0%	鹿児島市勤労者労働基本調査
			10	保育所等の待機児童数	216人	0人	0人	0人	鹿児島市こども計画
			11	鹿児島市イクボス推進同盟参加企業数	81 企業・団体	130 企業・団体	105 企業・団体	152 企業・団体	こども政策課

基本目標	施策の方向		指　標		実績値（R2）	実績値（R7）	目標値（R8）	目標値（R13）	出典／担当課
Ⅱあらゆる分野における男女共同参画の促進	4	地域・防災における男女共同参画の推進	12	自治会長に占める女性の割合	9.5%	12.2%	11.3%	12.8%	男女共同参画推進課
			13	消防吏員に占める女性の割合	1.8%	2.2%	※4 3.5%（R11）	※4 3.5%超	鹿児島市消防局女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
	5	一人ひとりの人権の尊重と自立への支援	14	「一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合	17.1%（R3）	23.1%	22.1%	28.0%	第六次総合計画に係る市民意識アンケート調査
			15	女性の採用を積極的に行っている事業所の割合	55.1%（H30）	75.7%	77.3%	85.0%	鹿児島市勤労者労働基本調査
			16	子宮がん検診受診率（20歳以上）	22.3%	22.0%	60.0%	60.0%	保健予防課
			17	乳がん検診受診率（40歳以上）	13.8%	14.7%	60.0%	60.0%	保健予防課
Ⅲ配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進	1	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援	18	DVについて学んだことがある人の割合	※5 39.2%（R1）	※6 49.5%	57.4%	70.4%	・事故やけがに関するアンケート調査 ・男女共同参画に関する市民意識調査
			19	DV相談窓口の認知度	※5 79.7%（R1）	※6 79.6%	91.6%	100%	・事故やけがに関するアンケート調査 ・男女共同参画に関する市民意識調査
	2	男女共同参画を阻害する暴力への対策の推進	20	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する措置として研修・講習会等で従業員に説明を実施している市内事業所の割合	49.8%（H30）	70.7%	73.8%	80.0%	鹿児島市勤労者労働基本調査

※1　「第三次鹿児島市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（令和7年度～11年度）」の目標値
（上方修正された場合はその値に読み替える）

※2　県内事業所の管理的地位（課長相当職）に占める女性の割合

※3　「第三次鹿児島市職員子育て支援行動計画（令和7年度～11年度）」の目標値
（上方修正された場合はその値に読み替える）

※4　「第三次鹿児島市消防局女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（令和7年度～11年度）」の目標値
（上方修正された場合はその値に読み替える）

※5　事故やけがに関するアンケート調査における16歳～64歳に占める割合

※6　男女共同参画に関する市民意識調査における18歳～64歳に占める割合

第4章　計画の推進

1　市民と行政の協働による計画の推進

本計画の効果的な推進を図るため、学識経験者、関係行政機関・団体等から推薦された者、公募市民で組織する「鹿児島市男女共同参画審議会」（以下「男女共同参画審議会」という。）を開催し、男女共同参画に関する諸問題についての審議内容や意見を施策に反映させます。

また、男女共同参画センターと市民、事業者、関係団体等との協働による施策の実施を通じて、計画の推進を図ります。

2　庁内における推進体制

本計画に関する施策の総合的な企画調整を図り、全庁的な推進を円滑に行うため、全局長からなる「鹿児島市男女共同参画推進連絡会議」を開催し、関係各部局間の連絡調整や男女共同参画審議会からの提言に関する検討などを行います。

また、市職員への男女共同参画の理念の浸透を図るとともに、男女共同参画の視点をあらゆる分野に反映させ、総合的な市政運営の推進に努めます。

3　男女共同参画センターにおける事業展開

男女共同参画社会＊の実現に向けた活動の拠点施設として、学習、情報、相談、支援及び調査研究の5つの機能の充実を図り、より効果的な事業展開を進めます。

また、センターの機能を十分に活かし、適正かつ有効な利用を図るため、センターの利用者のうち公募に応じた者や男女共同参画に関する専門家などで組織する「男女共同参画センター運営委員会」を設置し、市民の意見を反映した事業運営を進めます。

4　国、県、関係機関、民間等との連携

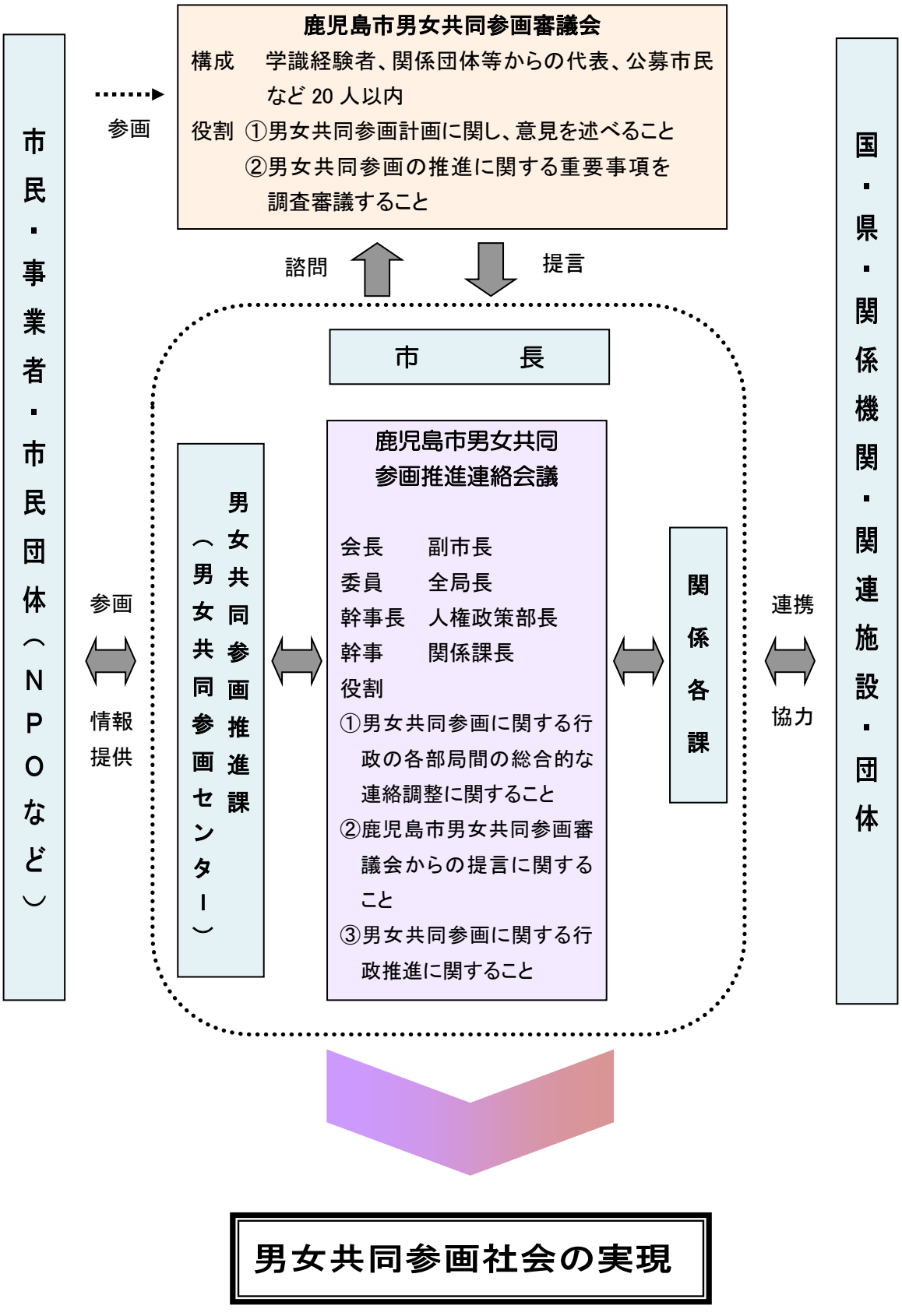
男女共同参画社会の実現に向けて、国、県及び関係機関をはじめ、事業者や市民団体（NPO等）との連携・協力体制の強化を図るとともに、情報の共有に努めます。

5　計画の進行管理

本計画に掲げる施策の実効性を高めるため、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）に基づき、男女共同参画推進課において進行管理を行います。

指標や各施策の実施状況については、毎年度、男女共同参画審議会に報告し、進捗状況や問題点、課題に関する意見や提言を計画の推進に反映します。

６　推進体制


市民・事業者・市民団体（ＮＰＯなど）
参画
鹿児島市男女共同参画審議会
構成　学識経験者、関係団体等からの代表、公募市民など 20 人以内
役割 ①男女共同参画計画に関し、意見を述べること
②男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること
諮問
提言
市　長
男女共同参画推進課（男女共同参画センター）
参画
情報提供
鹿児島市男女共同参画推進連絡会議
会長　副市長
委員　全局長
幹事長　人権政策部長
幹事　関係課長
役割
①男女共同参画に関する行政の各部局間の総合的な連絡調整に関すること
②鹿児島市男女共同参画審議会からの提言に関すること
③男女共同参画に関する行政推進に関すること
関係各課
連携
協力
国・県・関係機関・関連施設・団体
男女共同参画社会の実現

参　考　資　料

●男女共同参画社会基本法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律　・・・・・・・・・・41
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律　・・・・・49
●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律　・・・・・・・・・・60
●鹿児島市男女共同参画推進条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
●鹿児島市男女共同参画審議会規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・66
●男女共同参画に関する年表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
●用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71

●男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正：令和7年6月27日法律第80号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第十条の二　独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための

中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。
（法制上の措置等）
第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
（年次報告等）
第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）
第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
５　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
（都道府県男女共同参画計画等）
第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（連携及び協働の促進）
第十八条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。
２　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。
３　男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。
（人材の確保等）
第十八条の二　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。
（調査研究）
第十八条の三　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第十九条　国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
第二十条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）
第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
（組織）
第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。
（議長）
第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。
（議員）
第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
３　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
４　第一項第二号の議員は、非常勤とする。
（議員の任期）
第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
（資料提出の要求等）
第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（政令への委任）
第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。
（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。
（経過措置）
第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。
一　略
二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）
第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
一から十まで　略
十一　男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）
第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　（令和七年六月二七日法律第八〇号）
（施行期日）
１　この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
（政令への委任）
２　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年9月4日法律第64号
最終改正：令和7年6月11日法律第63号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県

推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）
第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　計画期間
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
３　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
４　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
５　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
６　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
７　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
８　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
（基準に適合する一般事業主の認定）
第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
（認定一般事業主の表示等）
第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
（基準に適合する認定一般事業主の認定）
第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項の規定に基づき講じている措置に関する情報を公表していること、同法第十九条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
（特例認定一般事業主の特例等）
第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
２　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。
（特例認定一般事業主の表示等）
第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
２　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
（特例認定一般事業主の認定の取消し）
第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
（委託募集の特例等）
第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
４　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
５　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
６　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする

者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

７　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

２　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

５　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

７　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二　その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三　前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

２　第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　前項第一号及び第二号に掲げる情報

二　前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

３　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その任用する職員の男女の給与の額の差異

二　その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
三　前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
四　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）
第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（財政上の措置等）
第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
（国等からの受注機会の増大）
第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。
（啓発活動）
第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。
（情報の収集、整理及び提供）
第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
（協議会）
第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
一　一般事業主の団体又はその連合団体
二　学識経験者
三　その他当該関係機関が必要と認める者
４　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
（秘密保持義務）
第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
（公表）
第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する

一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
（権限の委任）
第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
（政令への委任）
第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
第三十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。
三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。
第三十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。
第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
（この法律の失効）
第二条　この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
２　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
（政令への委任）
第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（検討）
第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第一四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定　公布の日
二及び三　略
四　第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並

びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　公布の日

二　第二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年三月三一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定　公布の日

二　略

三　第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定　令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和七年六月一一日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限

る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定　公布の日
二　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号）」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。）　令和八年四月一日
（女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置）
第六条　第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。
（政令への委任）
第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
（検討）
第八条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
第八条の二　政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）

平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和8年6月24日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。
ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。
このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。
ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）
第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
（国及び地方公共団体の責務）
第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）
第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）
第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）
第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
４　前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
５　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
６　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（女性相談支援員による相談等）
第四条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
（女性自立支援施設における保護）
第五条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
（協議会）
第五条の二　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
２　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
３　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
４　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
５　協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
（秘密保持義務）
第五条の三　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
第五条の四　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
（警察官による被害の防止）
第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（接近禁止命令等）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

２　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位

置情報を取得すること。
十一　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
３　第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
４　第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
５　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
６　第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
一　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
二　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
（退去等命令）
第十条の二　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
（管轄裁判所）
第十一条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
２　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一　申立人の住所又は居所の所在地
二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
３　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一　申立人の住所又は居所の所在地
二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（接近禁止命令等の申立て等）
第十二条　接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に

対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
二　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
三　第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
２　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
二　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
３　前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）
第十三条　裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）
第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
２　申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（期日の呼出し）
第十四条の二　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
２　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
（公示送達の方法）
第十四条の三　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。
（電子情報処理組織による申立て等）
第十四条の四　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁

判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
２　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
３　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
４　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
５　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
６　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
（保護命令の申立てについての決定等）
第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
５　保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
４　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
５　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
６　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
７　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
８　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）
第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
２　前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
３　三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

４　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
５　第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
６　第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
７　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
（退去等命令の再度の申立て）
第十八条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
２　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。
（事件の記録の閲覧等）
第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
第二十条　削除
（民事訴訟法の準用）
第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続	調書

	の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によ	事項
	りファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）
第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）
第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
（教育及び啓発）
第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
（調査研究の推進等）
第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
（民間の団体に対する援助）
第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
（都道府県及び市町村の支弁）
第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三　第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
２　市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
（国の負担及び補助）
第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二　市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）
第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。
第三十条　第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
第三十一条　第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）
第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。
（検討）
第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
附　則　（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
附　則　（平成二五年七月三日法律第七二号）抄
（施行期日）
１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　略
二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則　（令和元年六月二六日法律第四六号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）
第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（検討等）
第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
２　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年五月二五日法律第五二号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日
（政令への委任）
第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第七条の規定　公布の日
二　第二十一条の改正規定　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
（保護命令事件に係る経過措置）

第二条　この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。
２　新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
３　新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。
（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）
第三条　新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。
２　附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。
（罰則の適用に関する経過措置）
第四条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。
（政令への委任）
第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第八条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定　公布の日
二　第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附　則　（令和七年一二月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（令和八年六月二四日法律第四六号）抄

（施行期日）
第一条　この法律は、民法等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十五号。以下「民法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第五条の規定　公布の日
（政令への委任）
第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

令和4年5月25日法律第52号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

３　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基

本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章　女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）
第九条　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
２　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
３　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
一　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
三　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
四　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
４　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
５　女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
６　女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
７　第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
８　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
９　第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
１０　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
１１　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
（女性相談支援センターの所長による報告等）
第十条　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
（女性相談支援員）
第十一条　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
２　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
３　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。
（女性自立支援施設）
第十二条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
２　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
３　女性自立支援施設における自立支援に当た

っては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。
（民間の団体との協働による支援）
第十三条　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
２　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。
（民生委員等の協力）
第十四条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。
（支援調整会議）
第十五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。
２　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
３　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
４　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
５　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者
二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
三　前二号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
６　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章　雑則

（教育及び啓発）
第十六条　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
２　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。
（調査研究の推進）
第十七条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。
（人材の確保等）
第十八条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。
（民間の団体に対する援助）
第十九条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
（都道府県及び市町村の支弁）
第二十条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。
一　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
五　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
六　第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
２　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

３　市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。
（都道府県等の補助）
第二十一条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
２　都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。
（国の負担及び補助）
第二十二条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
２　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一　都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
二　市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
３　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章　罰則

第二十三条　第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日
二　附則第三十四条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
三　略
四　附則第三十六条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日
（検討）
第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
２　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（準備行為）
第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。
２　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。
（婦人補導院法の廃止）
第十条　婦人補導院法は、廃止する。
（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）
第十一条　旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。
（政令への委任）
第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一五日法律第六六号）抄

（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第七条、第八条及び第十七条の規定　公布の日
（罰則に関する経過措置）
第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第十七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第五百九条の規定　公布の日

●鹿児島市男女共同参画推進条例

平成26年3月18日条例第5号
改正：令和4年3月22日条例第15号

男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、私たちが目指す社会である。

この男女共同参画社会を実現するため、鹿児島市においては、男女共同参画社会基本法に基づいて男女共同参画計画を策定し、総合的かつ体系的な取組を進めてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識は根強いものがあり、とりわけ、慣習やしきたりの中には男女間に不平等があると多くの市民が感じているほか、配偶者等に対する暴力が社会問題化するなど、解決しなければならない課題が残されている。

また、少子高齢化の進行、家族形態や地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応するためには、男性も女性も、意欲に応じて、地域や職場等のあらゆる分野、あらゆる機会において、ともに参画し活躍できる男女共同参画社会の実現が重要である。

このような状況を踏まえ、ここに私たちは、男女共同参画の更なる推進を決意し、男女共同参画の基本理念を定め、誰もが安心していきいきと暮らせる豊かで活力ある鹿児島市を創るため、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2)　市民　市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者をいう。

(3)　事業者　市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(4)　市民団体　主たる構成員が市民又は事業者である営利を目的としない団体をいう。

（基本理念）

第3条　男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

(1)　男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2)　社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3)　男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4)　男女が、相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。

(5)　男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

（市の役割）

第4条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2　市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

3　市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4　市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（市民の役割）

第5条　市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2　事業者は、男女が共に仕事と生活の調和を図ることができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

3　事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民団体の役割）

第7条　市民団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2　市民団体は、その活動に関し、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会

を確保するよう努めるものとする。
3　市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（教育に携わる者の役割）
第8条　家庭教育、学校教育及び社会において行われる教育に携わる者は、基本理念に配慮して教育を行うよう努めるものとする。
（男女共同参画を阻害する行為の禁止）
第9条　何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。
(1)　社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
(2)　社会のあらゆる分野における性的な言動により他人を不快にさせる行為
(3)　配偶者等（配偶者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者並びに交際相手をいう。）に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為

第2章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）
第10条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
2　市長は、男女共同参画計画を定めるに当たり、市民の意見の反映に努めるとともに、第18条に規定する鹿児島市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
3　市長は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
4　前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
（市民等の理解を深めるための措置）
第11条　市は、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるため、広報啓発を行うとともに、教育及び学習の充実に努めるものとする。
（市民等に対する支援）
第12条　市は、市民等の男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
（仕事と生活の調和の推進）
第13条　市は、男女が共に仕事と生活の調和を図ることができるよう情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
（調査研究等）
第14条　市は、男女共同参画を推進するため、必要な調査研究及び情報収集に努めるものとする。
（拠点施設）
第15条　市は、鹿児島市男女共同参画センター（鹿児島市男女共同参画センター条例（平成12年条例第67号）に基づき設置された施設をいう。）を男女共同参画を推進するための拠点施設とする。
（市民等の申出への対応）
第16条　市は、市が実施する施策に関し、男女共同参画の推進に影響を及ぼすものとして、市民等からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。
2　市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に関し、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めるものとする。
（年次報告）
第17条　市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章　男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）
第18条　市は、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、鹿児島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
(1)　男女共同参画計画に関し、第10条第2項に規定する事項を処理すること。
(2)　市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
(3)　その他市長が必要と認める事項
3　審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。
4　審議会は、委員20人以内をもって組織する。
5　男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。
6　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1)　学識経験者
(2)　市内に居住する満18歳以上の者で公募に応じたもの
(3)　行政機関の職員
(4)　その他市長が必要と認める者
7　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
8　委員は、再任されることができる。
9　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
10　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）
1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により定められている本市の男女共同参画計画は、第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。
（鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正）
3　鹿児島市報酬及び費用弁償条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。
（以下略）

付　則（令和4年3月22日条例第15号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

●鹿児島市男女共同参画審議会規則

平成26年3月28日規則第46号
改正：令和3年2月24日規則第6号
改正：令和4年2月21日規則第4号

（趣旨）
第1条　この規則は、鹿児島市男女共同参画推進条例（平成26年条例第5号）第18条第10項の規定に基づき、鹿児島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（会長等の責務）
第2条　会長は、審議会を代表し、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第3条　会議は、会長が必要に応じて招集する。
2　前項の規定にかかわらず、新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、市民局人権政策部男女共同参画推進課において処理する。
3　会議は、委員（会長及び副会長である委員を含む。）の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
4　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5　前4項の規定にかかわらず、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により会議を招集することが困難な場合は、各委員が書面により意見を表明する方法又は相互に映像と音声の送受信により相手の状態を確認しながら通話をすることができる方法により審議を行い、その結果をもって会議の議事に代えることができる。
6　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第4条　審議会の庶務は、市民局人権政策部男女共同参画推進課において処理する。
（委任）
第5条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付　則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付　則（令和3年2月24日規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付　則（令和4年2月21日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

●男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	国内の動き	県の動き	鹿児島市の動き
1975 （昭和50）	○ 国際婦人年 ○ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	○ 「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題企画推進会議」設置 ○ 「総理府婦人問題担当室」設置		
1976 （昭和51）	○ 「国連婦人の10年」スタート（～1985）	○ 「民法」改正（離婚後における婚氏続称制度の新設）		
1977 （昭和52）		○ 「国内行動計画」策定 ○ 「国立婦人教育会館（現国立女性教育会館）」設置		
1979 （昭和54）	○ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択（国連総会）		○ 「青少年婦人課」設置 ○ 「婦人関係行政推進連絡会議」及び「婦人問題懇話会」設置	
1980 （昭和55）	○ 「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン）	○ 「女子差別撤廃条約」署名 ○ 「民法」改正(配偶者の相続分引き上げ）	○ 「婦人の生活実態と意識調査」実施	○ 「婦人青少年課」設置
1981 （昭和56）	○ 「女子差別撤廃条約」発効		○ 「鹿児島県婦人対策基本計画」策定	
1984 （昭和59）		○ 「国籍法」及び「戸籍法」改正（父母両系主義採用）		○ 「鹿児島市婦人問題懇話会」設置 ○ 「鹿児島市婦人に関する行政推進連絡会議」設置
1985 （昭和60）	○ 「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○ 「女子差別撤廃条約」批准 ○ 「国民年金法」改正（女性の年金権の確立）		
1986 （昭和61）		○ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行		○ 「婦人に関する施策への提言」(婦人問題懇話会）
1987 （昭和62）		○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989 （平成元）			○ 「女性問題に関する県民意識調査」実施	
1990 （平成2）	○ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連経済社会理事会）		○ 「婦人政策室」設置	
1991 （平成3）		○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	○ 「女性政策室」に改称 ○ 「鹿児島女性プラン21」策定 ○ 「鹿児島女性プラン21推進会議」及び「鹿児島県女性行政連絡会議」設置	
1992 （平成4）		○ 「育児休業等に関する法律（育児休業法）」施行 ○ 婦人問題担当大臣を任命		○ 「女性青少年課」に改称 ○ 「女性問題に関する意識調査」実施

年	世界の動き	国内の動き	県の動き	鹿児島市の動き
1993 （平成5）	○ 世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ○ 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択（国連総会）	○ 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）」施行 ○ 中学校での家庭科の男女必修完全実施		○ 「鹿児島市女性問題懇話会」に改称 ○ 「鹿児島市女性に関する行政推進連絡会議」に改称 ○ 「かごしま市女性プラン（仮称）策定に向けての提言」（女性問題懇話会）
1994 （平成6）	○ 国際人口開発会議（カイロ）「カイロ行動計画」採択	○ 「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置 ○ 高校での家庭科の男女必修実施		○ 企画部に「女性政策課」新設 ○ 「かごしま市女性プラン」策定
1995 （平成7）	○ 第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	○ 「ILO156号条約」批准 ○ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」成立	○ 鹿児島県「女性の翼」団員を世界女性会議へ派遣 ○ 「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	
1996 （平成8）		○ 「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997 （平成9）		○ 「男女雇用機会均等法」改正		
1998 （平成10）		○ 「婦人週間」から「女性週間」へ		
1999 （平成11）		○ 「男女共同参画社会基本法」施行	○ 「かごしまハーモニープラン」策定	○ 「男女共同参画に関する意識調査」実施
2000 （平成12）	○ 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）「政治宣言」及び「成果文書」採択	○ 「男女共同参画基本計画」策定 ○ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行 ○ 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行		
2001 （平成13）		○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行 ○ 第1回男女共同参画週間 ○ 女性に対する暴力をなくす運動 ○ 「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 ○ 「育児・介護休業法」改正	○ 「男女共同参画室」に改称 ○ 「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	○ 「男女共同参画センター」開館 ○ 「男女共同参画都市かごしま」を宣言 ○ 「『かごしま市女性プラン』改訂に当たっての基本的な考え方」提言（女性問題懇話会）
2002 （平成14）			○ 「鹿児島県男女共同参画推進条例」施行 ○ 「鹿児島県男女共同参画審議会」設置 ○ 婦人相談所（現女性相談センター）を配偶者暴力相談支援センターに指定	○ 「鹿児島市男女共同参画計画」策定 ○ 「女性に対する暴力に関する調査」実施 ○ 「男女共同参画推進懇話会」に改称 ○ 「男女共同参画推進連絡会議」に改称
2003 （平成15）		○ 「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」施行	○ 「男女共同参画センター」設置 ○ 「青少年男女共同参画課」設置	
2004 （平成16）		○ 「DV防止法」改正 ○ 「育児・介護休業法」改正	○ 「配偶者等からの暴力対策会議」設置	
2005 （平成17）	○ 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」（ニューヨーク）	○ 「第2次男女共同参画基本計画」策定		○ 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界の動き	国内の動き	県の動き	鹿児島市の動き
2006 （平成18）		○「男女雇用機会均等法」改正	○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ○ 男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定	○「男女共同参画推進課」に改称
2007 （平成19）		○「DV防止法」改正 ○「パートタイム・有期雇用労働法」改正 ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施 ○ 婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更	○「鹿児島市男女共同参画計画（改訂版）」策定 ○「夫婦やパートナーとの日常生活についてのアンケート」実施 ○「DV防止庁内連絡会議」設置
2008 （平成20）		○「次世代育成支援対策推進法」改正	○「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定	
2009 （平成21）		○「育児・介護休業法」改正	○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定	
2010 （平成22）	○ 第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」（ニューヨーク）	○「第3次男女共同参画基本計画」策定 ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2011 （平成23）	○ UN Women 正式発足		○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	○「第2次鹿児島市男女共同参画計画の策定に向けた提言」（男女共同参画推進懇話会）
2012 （平成24）	○ 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 ○ 第1回女性に関するASEAN閣僚級会合（ラオス）	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定 ○ 子ども・子育て関連3法の成立		○「第2次鹿児島市男女共同参画計画」策定（「鹿児島市DV対策基本計画」策定）
2013 （平成25）		○「DV防止法」改正 ○「ストーカー規制法」改正	○「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定	○「鹿児島市配偶者暴力相談支援センター」設置 ○「鹿児島市DV防止対策委員会」設置
2014 （平成26）		○「パートタイム・有期雇用労働法」改正 ○「次世代育成支援対策推進法」改正		○「鹿児島市男女共同参画推進条例」施行 ○「男女共同参画審議会」設置 ○「男女共同参画推進懇話会」廃止
2015 （平成27）	○ 第59回国連女性の地位委員会「北京+20」（ニューヨーク） ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択（国連サミット）	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」一部施行 ○「第4次男女共同参画基本計画」策定		○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界の動き	国内の動き	県の動き	鹿児島市の動き
2016 （平成28）	○「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」に合意（G7伊勢志摩サミット）	○「男女雇用機会均等法」改正 ○「育児・介護休業法」改正 ○「ストーカー規制法」改正 「女性活躍推進法」全面施行	○「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ○「鹿児島県女性活躍推進会議」設置 ○「女性活躍推進に関する企業実態調査」実施	
2017 （平成29）		○「育児・介護休業法」改正	○「鹿児島県女性活躍推進計画」策定	○「第2次鹿児島市男女共同参画計画」改定（「鹿児島市DV対策基本計画」改定、「鹿児島市女性活躍推進計画」策定）
2018 （平成30）		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」施行 ○「パートタイム労働法」改正	○「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定	
2019 （平成31） （令和元）	○ 第5回国際女性会議WAW!/W20（日本）	○「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等改正（ハラスメント対策強化） ○「DV防止法」改正 ○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行		
2020 （令和2）	○ 第64回国連女性の地位委員会「北京+25」（ニューヨーク）	○「第5次男女共同参画基本計画」策定		○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2021 （令和3）		○「候補者男女均等法」改正 ○「育児・介護休業法」改正	○「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ○「男女共同参画に関する企業実態調査」実施	○「第3次鹿児島市男女共同参画計画の策定に向けた提言」（男女共同参画審議会）
2022 （令和4）		○「AV出演被害防止・救済法」施行 ○「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令」（301人以上の企業に男女共間賃金差異の公表が義務化）施行		○「第3次鹿児島市男女共同参画計画」策定（「第2次鹿児島市DV対策基本計画」「第2次鹿児島市女性活躍推進計画」策定）
2023 （令和5）		○「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」施行 ○	○「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定	
2024 （令和6）		○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ○「DV防止法の一部を改正する法律」（保護命令制度拡充等）施行	○「鹿児島県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」設置	
2025 （令和7）		○「改正育児・介護休業法」（子の看護休暇の見直し等）施行		○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2026 （令和8）		○「民法の一部を改正する法律（親権）」施行 ○「改正女性活躍推進法」（101人以上の企業に男女共間賃金差異及び女性管理職比率の公表が義務化）施行 ○ 男女共同参画社会基本法の一部改正（国及び自治体の施策強化（連携と協働の促進）） ○「第6次男女共同参画基本計画」策定	○「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ○「男女共同参画に関する企業実態調査」実施	

●用語解説(本編中＊印が付いている用語)・・・各用語に付したページは最初に出てくるページです。

【 あ行 】

◆ICT リテラシー ・・・P27

ICT(情報通信技術)を活用して情報を収集、理解、発信するとともに、安全かつ適切に利用するために必要な知識や能力。

◆アンコンシャス・バイアス(unconscious bias) ・・・P1

これまでの経験や見聞きしてきたことなどから生み出される無意識の思い込みのこと。
unconscious(無意識)とbias(偏見)の二つの単語からなり、「無意識の偏見」「無意識の思い込み」などと訳される。自分自身は気付いていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」を指し、過去の経験や習慣、価値観、日々接する情報などから無意識のうちに生じるものである。アンコンシャス・バイアスは誰にでもあるもので、「決めつけ」や「押し付け」は周囲に悪影響を与えるおそれがある。

（例） 男性は理系、女性は文系が得意／家事は女性に向いている／定時で帰る社員はやる気がない／
血液型で相手の性格を想像してしまう

◆イクボス ・・・P19

「部下や同僚等の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司」のこと。

◆一時保護 ・・・P30

被害者やそのこども等の安全確保のため、緊急的に保護を行うとともに、心身の休養、今後の生活についての相談、情報提供などの支援を行う。

◆イノベーション ・・・P30

多様な視点や発想を取り入れることなどにより、新たな価値の創出や社会的課題の解決につなげること。

◆SDGs(エスディージーズ) ・・・P2

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。
2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された2030(令和 12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

◆L字カーブ ・・・P16

女性の就業率を年齢別にみた際、出産・育児期に低下し、その後再び上昇することで、グラフがアルファベットの「L」のような形になる現象。

◆エンパワーメント ・・・P1

政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め行動できるような能力を身につけること。またはその能力を引き出すこと。

【 か行 】

◆鹿児島市勤労者等意識調査 ・・・P19

鹿児島市民を対象に、就労者の就業状況や就労していない人の就労意向等を把握し、今後の施策の基礎資料とするための調査。

◆家族経営協定 ・・・P17

家族で農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

◆勤労者労働基本調査(鹿児島市勤労者労働基本調査) ・・・P16

市内の事業所を対象に、勤労者の実態や雇用の状況等を把握し、今後の施策の基礎資料とするための調査。

◆国際婦人年・・・P1

国際連合が女性の地位向上を目的として、1975(昭和 50)年を定めた国際年。同年、メキシコシティで開催された国際婦人年世界会議において「世界行動計画」が採択され、翌 1976(昭和 51)年から 1985(昭和 60)年までが「国連婦人の 10 年」とされた。

◆国内行動計画・・・P2

1975(昭和 50)年の国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」等を踏まえ、1977(昭和 52)年に政府が策定した我が国における女性問題に関する課題や施策の方向、目標等を示した計画。

◆固定的性別役割分担意識(固定的な性別役割分担意識) ・・・P1

男女を問わず個人の能力や適性等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けること。

【 さ行 】

◆災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～ ・・・P22

地方公共団体が災害対応にあたって取り組むべき事項をまとめたガイドライン。2020(令和 2)年 5 月に内閣府男女共同参画局が策定。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現に必須であるとし策定されたもの。

◆様々な属性 ・・・P24

例えば、年齢、障害があること、性的マイノリティであること、外国人や外国にルーツがあることなど。(一人ひとりが持つ様々な状況や背景のこと。)

◆ジェンダー ・・・P1

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index ： GGI) ・・・P1

政治・経済・教育・保健の 4 つの分野のデータから各国の男女平等格差を示す指標であり、0 が完全不平等、1 が完全平等を示している。世界経済フォーラム(World Economic Forum ： WEF)が 2006(平成 18)年から毎年公表している。世界経済フォーラムは、経済、政治、学究、その他の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界、地域、産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組むことを目的とした国際機関。

◆ジェンダー主流化 ・・・P1

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

◆事業継続計画(BCP) ・・・P23

災害等の緊急事態が発生した際に、重要な業務の継続や早期復旧を図るために取り決めておく計画。

◆次世代育成支援対策推進法 ・・・P18

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された時限立法(令和 6 年改正により令和 17 年 3 月 31 日まで延長)。この法律に基づき、国、地方公共団体及び事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。

◆女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約) ・・・P1

1979(昭和 54)年に国連総会で日本を含む 130 か国の賛成によって採択され、1981(昭和 56)年に発効。日本は 1985(昭和 60)年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。

◆女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律) ・・・P1

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することで、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする法律。2015(平成 27)年公布・施行。当初は 10 年間の時限立法であったが、法改正により 2036(令和 18)年 3 月 31 日まで延長された。

◆女性支援新法(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律) ・・・P2

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした法律。2022(令和 4)年に公布、2024(令和 6)年に施行。

◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(通称「候補者男女均等法」) ・・・P2

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする法律。2018(平成 30)年に公布・施行。国や地方議会の選挙において男女の候補者数ができる限り均等となること等を基本原則とする。2021(令和 3)年の改正により、ハラスメント防止や議員活動と家庭生活との両立支援等に関する規定が拡充された。

◆性的マイノリティ　・・・P24

同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感があるなど、典型的とされていない性的指向やジェンダーアイデンティティをもつ人々。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。

（参考）

・LGBT：性的マイノリティを表す言葉の一つ。Lesbian(レズビアン、同性に惹かれる女性）、Gay(ゲイ、同性に惹かれる男性）、Bisexual(バイセクシュアル、両性に惹かれる人）、Transgender(トランスジェンダー、出生時に判断された性別とジェンダーアイデンティティが一致しない人）の頭文字をとった言葉。

・SOGI(ソジ）：Sexual Orientation(性的指向）※1 と Gender Identity(ジェンダーアイデンティティ）※2の頭文字をとった略称で、身体的な性などと共に、人間の性を構成する要素であり、誰もが有している。

※1　性的指向：恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向

※2　ジェンダーアイデンティティ：自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

（出典：内閣府作成パンフレット「SOGI の多様性に関する理解と尊重をめざして」より）

◆世界経済フォーラム（WEF）・・・P1

1971（昭和 46）年に設立された国際的な非営利団体。男女格差の現状を示す「ジェンダー・ギャップ指数」を公表しており、各国の男女共同参画の進捗状況を比較する際の代表的な指標となっている。

◆世界行動計画　・・・P1

1975（昭和 50）年の国際婦人年世界会議で採択された、女性の平等、開発及び平和の推進に向けた国際的な行動指針。

◆セクシュアル・ハラスメント　・・・P27

相手を不快にさせる性的な言動のことで、特に雇用の場においては、性的な言動への対応によって労働条件に不利益を受ける「対価型」と、就業環境が害される「環境型」がある。

【　た行　】

◆男女共同参画基本計画　・・・P1

男女共同参画社会基本法第 13 条に基づき国が定めた、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。2026（令和 8）年 3 月に第 6 次男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向と具体的な取組を示している。

◆男女共同参画社会　・・・P1

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

◆男女共同参画社会基本法　・・・P2

男女共同参画社会の形成を推進する上で法的根拠となる法律。1999(平成 11)年 6 月制定。前文では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが明確にされている。

◆男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）　・・・P2

雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを目的とする法律。1997(平成 9)年の改正では、採用・昇進・教育訓練等での女性に対する差別の禁止、セクシュアル・ハラスメント防止措置の義務化、2006(平成 18) 年の改正では、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止、2017(平成 29)年の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメントに対する防止措置が義務付けられた。

◆DV(ドメスティック・バイオレンス）　・・・P3

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力(大声で怒鳴る、無視するなど)、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、性的暴力(性的行為を強要する、避妊に協力しないなど)など多岐にわたる。

◆DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）　・・・P1

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。2001(平成 13)年に公布・施行。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別は問わない。また、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)も引き続き暴力を受ける場合を含む。2013(平成 25)年の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。さらに、2023(令和 5)年の改正(2024(令和 6)年施行)により、保護命令制度の拡充等が行われた。

◆デートDV　・・・P27

婚姻関係になく、同居もしていない恋人同士の間で起こる暴力のこと。

◆特定事業主行動計画　・・・P15

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体の機関に対し策定、公表が義務付けられた行動計画。次世代育成支援対策推進法では、職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目標、取組内容等について、女性活躍推進法では、女性の職業生活における活躍に関する状況把握及び課題分析を行い、その結果を踏まえて数値目標とともに取組内容を定めなければならないとされている。

【 な行 】

◆2040年問題　・・・P1

2040 年頃に高齢者人口の増加と生産年齢人口(15～64 歳)の減少が進み、労働力不足や社会保障制度の持続可能性の確保や地域社会の維持などが課題となる社会的課題の総称。

【 は行 】

◆配偶者暴力相談支援センター ・・・P3

DV防止法に基づき、被害者の相談に応じ、一時保護や自立支援のための情報提供、助言等の援助を行う機能を果たす都道府県、市町村の機関。

◆ハラスメント(Harassment) ・・・P16

様々な場面での「嫌がらせ、いじめ」のこと。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのほか、ジェンダー・ハラスメント(性に関する固定観念や差別意識にもとづく言動)、モラル・ハラスメント(言葉や態度による精神的な嫌がらせ)など様々な種類が存在する。

◆プレコンセプションケア ・・・P24

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行う取組。

◆ヘルスリテラシー ・・・P24

健康に関する情報を入手し、理解、評価、活用して、健康の維持・増進に向けた適切な意思決定や行動につなげる力。

◆保護命令 ・・・P30

DV防止法に基づく制度で、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対し発する命令をいう。
保護命令には、接近禁止命令(6 か月間)、退去命令(2 か月間)、電話等禁止命令(6 か月間)がある。

【 ま行 】

◆メディア・リテラシー・・・P27

新聞、テレビ、インターネット、SNS 等の様々な情報を主体的に読み解き、その内容を適切に評価・判断し、情報を適切に活用・発信する能力。

【 ら行 】

◆ライフステージ ・・・P3

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階。

◆リ・スキリング ・・・P18

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、
必要なスキルを獲得する／させること。

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利）　・・・P24

1994(平成 6)年の国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。健康とは、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、こどもを産むか産まないか、いつ何人こどもを産むかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、こどもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

【 わ行 】

◆ワーク・ライフ・バランス　・・・P2

仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

男女共同参画都市かごしま宣言

樟薫り花々の匂う美しいまち“かごしま”。煙立つ火の島に熱き思いを寄せて、このまちの永遠にわたる豊かさを願う私たちは、男女がともに参画し個性を生かしあう恒久の理念を掲げて、ここに「男女共同参画都市かごしま」となることを宣言します。

1　男女がお互いにその人権を尊重しあい、人間らしく、自分らしく生きることができる社会をめざします。

1　性別による固定的役割分担意識を改め、男女に不均等な制度・慣行を見直し、ジェンダー・フリーな社会をめざします。

1　一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自らの意思と行動により、あらゆる分野に男女が対等に参画できる社会をめざします。

1　男女が共に自立し、より豊かなパートナーシップを紡ぎ出すことにより、家庭生活と社会的行動を支え合う社会をめざします。

1　国際社会の一員として、相互の理解と協力をもって、世界の平等・開発・平和をめざします。

平成 13 年 1 月 30 日

鹿　児　島　市

※この宣言において、「ジェンダー・フリー」は「性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができる」という意味で使用している。